

187

151

神頭

圖註

祭典式

典式

式

全

014068-000-0

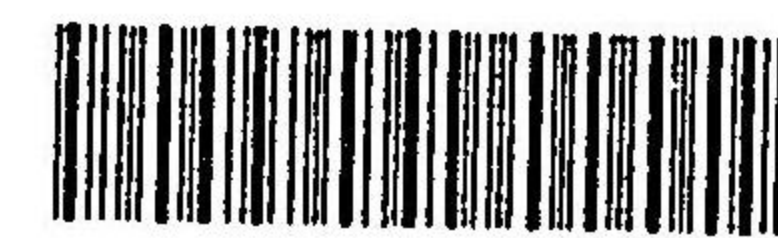
187-151

祭典式(頭註挿画)

権田 直助/著

M33

ABB-0324

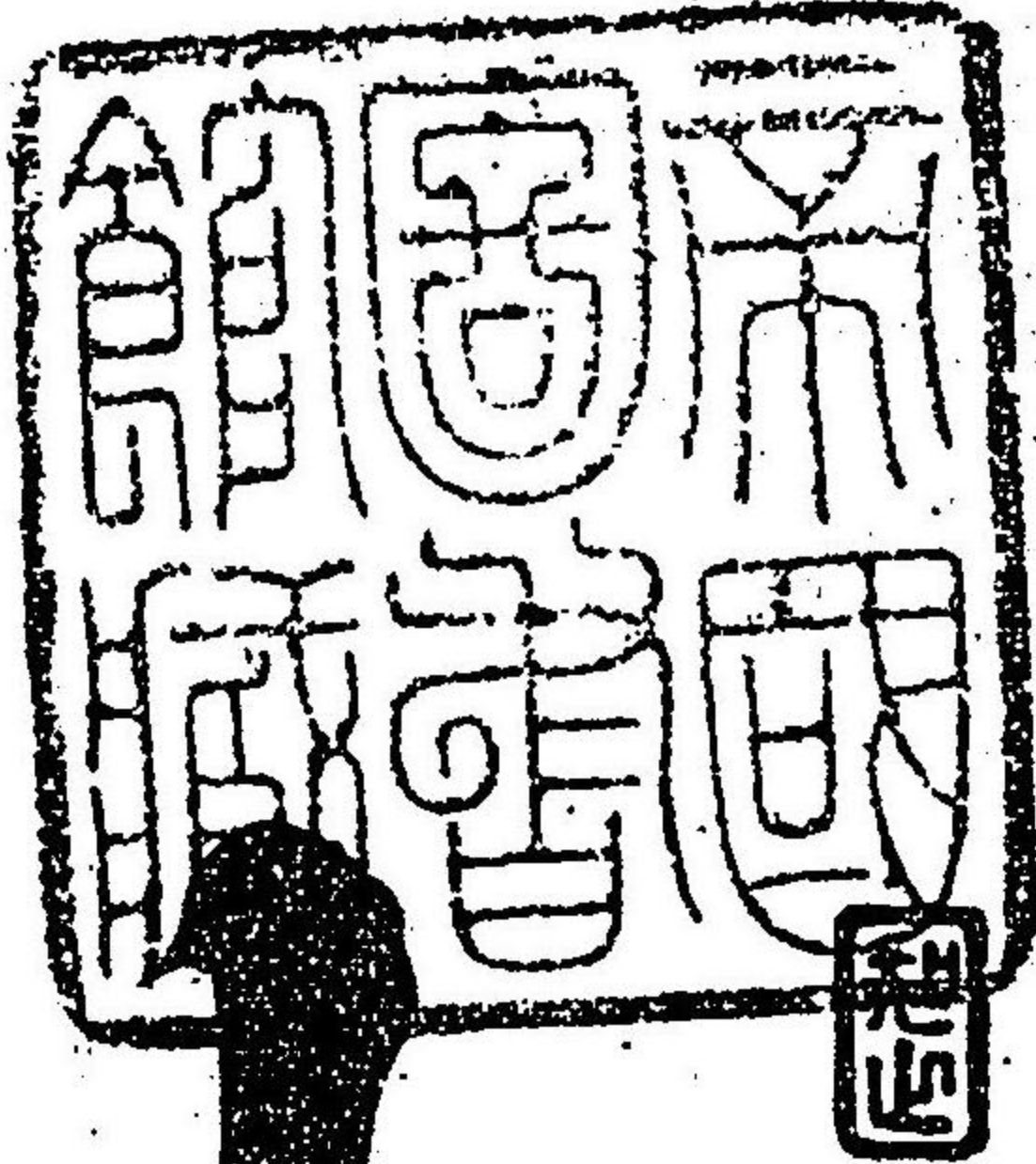


皇典講究所副總裁後一位久我建通題辭
正七位
神宮大官司正三位伯爵冷泉為紀
故北野神社官司正七位田中尚房校閱批評
故皇典講究所一等學正七位權田直助撰述

頭註
插圖
祭典式

皇學會發行

不神



白

後ハナハシ位建通



先師權田直助翁が、くさくさのわざに詣りふかく、創作構成の才に富み給へりしは、今さら言ふべきにもあらねど、はやくより皇國の鑿道を興さむと思ひおこして、この學の業を大成し給ひ、神典を究めては、神ながらの大道を明にし、國つ文を講じ給ひては、我が文の林に榮して、そが法を知らしめ、皇國の語學を攻究しては、いみじきいさを遺し給ひぬ。たゞこれのみかは、婚姻式、葬儀式、さては神教歌等選み定めて、そが節附をさへ爲給へりしは、いかに心構の緻密におしけむ。この祭典式よ、また翁の創見もて、制て定められ、年頃諸人に傳へ習はしめて、實地に試み、さらにこゝらのわざを主と明めらるゝ、大家の批評をも請はれたれば、その式の古典にかなひ、故實に違はず、汎く世の模範とすべきは、おのれ獨おもひ定むるのみにはあらざるべし。實に翁の言はれつるごとく、神に仕へむには、心正しく行整はずは、不敬なるは言ふも更なり。その職を盡し、ものといふべからず。神に仕ふるわざは、祭典をむねとすれば、このわざのたふときにつけては、翁の苦心

も思ひしられ、この書に對ひては、翁の面影の目の前に浮べらむ心地
ぞせらるゝ。今この書を刊行するよし聞きぬれば、いさゝか翁のこと
どもかきつくるになむ。

明治三十三年十月

正七位 井上頼圀

祭典式



本書原名は「祭典習禮小言」とあり。そは、もと、故翁が謙遜の意より名け
られたるものどもはるれど、年頃この式に據り、この法に従ひて、祭
奠を行ふに、擧止度にかなひ、進退節に合ひて、いささかも乱れず。つら
く思ふは、獨一社にのみ秘めおくべきにあらす。況く世に行は
ゞ、これまで神社教會などの、祭式の一定せざる缺を補ひ、この道の爲
にも益すくなからざるべく。且は故翁のかゝる類の著書には、外に葬
儀式もあり、新に制せられし婚姻式もあれば、その書名を一樣にして。
ひろく行はむ便にもなご、かれこれ思ひはかりて、故翁の御意には背
きつゝも、かくは改めつるにこそ。

本書の中なる、坐法、歩法、膝歩法などの諸法は、固より、故翁があらゆる
作法典禮を参考して、制定せられたるものにして、その名稱の如き、全

く翁が獨特の創作なり。さるを、この類の書にて、往々これに類似したる名稱を用ゐたるものあり。そは、本書の選述は、遠く十餘年以前にありて、雜誌等にも載せられ、又は、門人の傳寫したるものなを、既に此處彼處に傳りたればなるべし。出版の前後を以て、かゝる事と、かゝるかと思違ふる人もなきにあらざれば、こゝに一言しおくなり。

書中、附箋に云はく、又曰く、とあるは、校閱者が附箋の文にて、按ずるに、とあるは、選述者の言なり。扱その中に、附箋の意見を辨じ、猶、本文をよしとして、従はれざるもあれど、直垂の紐の結び方、笏或は、中啓を後へ回してさすこと、なごは、後に改めて、直垂の紐は、下に挾まざること、し、笏或は中啓は、後へ回してさすして、左の腋の下、少し前にさすこと、とせられたり。

明治三十三年十月

神崎一作しるす

目次

大意	一	頁
著服用意	六	頁
指貫	同	頁
齋服	同	頁
狩衣	七	頁
直垂	同	頁
身具用意	八	頁
引立烏帽子	同	頁
笏	同	頁
中啓	九	頁
坐法	拾	頁
正坐法	同	頁
左向著座法	同	頁
右向著座法	拾	頁
立座法	同	頁
左方立座法	同	頁

右方立座法.....

步法

- 行步法.....同頁
- 行步左向止立法.....同頁
- 行步左向轉回行步法.....同頁
- 行步右向轉回行步法.....同頁
- 行步左向轉回止立法.....同頁
- 行步右向轉回止立法.....拾參頁
- 後步法.....同頁
- 後步左向行步法.....同頁
- 後步右向行步法.....同頁
- 止立法.....同頁
- 止立右向行步法.....同頁
- 止立左向行步法.....同頁
- 止立右向止立法.....同頁
- 止立左向止立法.....拾四頁
- 止立右向轉回行步法.....同頁
- 止立左向轉回行步法.....同頁

膝步法

- 膝進法.....同頁
- 膝退法.....同頁
- 膝退左向立法.....同頁
- 膝退右向立法.....同頁
- 正坐左向膝步法.....同頁
- 正坐右向膝步法.....同頁
- 正坐左向轉回膝步法.....同頁
- 正坐右向轉回膝步法.....拾六頁
- 膝步左轉坐法.....同頁
- 膝步右轉坐法.....同頁
- 膝步左向轉回坐法.....同頁
- 膝步右向轉回坐法.....同頁
- 膝步左向轉回膝步法.....同頁

諸禮	同
膝步右向轉回膝步法	同
拜並以拍手	拾七頁
立拜	同
一拜	貳拾頁
小拜	同
揖	貳拾壹頁
立揖	同
小揖	同
小禮	同
開閉扉敬拜	同
祝詞拜伏	貳拾貳頁
退手法	同
祓除拜受	貳拾參頁
列拜	同
行事	貳拾四頁
大座行事	同
鹽湯行事	同
鹽湯行事	貳拾六頁

手次	貳拾七頁
祝詞案手次	貳拾八頁
玉籤手次	參拾頁
撤玉籤手次	參拾壹頁
諸式	參拾貳頁
獻供式	同
撤供式	參拾七頁
九人並獻供之圖	四拾貳頁
七人並獻供之圖	四拾參頁
神饌	四拾四頁
獻玉籤奏祝詞式	四拾六頁
同略式	四拾九頁
又獻玉籤式	同
撤玉籤式	五拾頁
昇殿式	五拾壹頁
祭主昇殿式	五拾壹頁
副祭主昇殿式	同
神官昇殿式	同

降殿式……………五拾四頁

 祭主降殿式……………同 頁

 副祭主降殿式……………同 頁

 神官降殿式……………五拾五頁

開閉扉式……………五拾六頁

 開閉扉後取進退式……………同 頁

 琴師並使童進退式……………六拾壹頁

 開扉式……………六拾參頁

 閉扉式……………六拾九頁

追加……………七拾壹頁

 歩法大則……………七拾貳頁

 膝歩法大則……………同 頁

 作行八勿……………同 頁

凡例

此の書は、祭奠の行事作法を考定して、當社神官一同へ傳習し、且習禮せしめたりける時の略記なり。そは、日を経、月を重ねるに隨ひ、各少つゝの差異を生ずるは、自然の勢にて、止むことを得べからず。然、止むことを得ず、差異を生じたらむをりに、此の書に隨ひて、復習して、其の正に復らしめむとのわざなり。其の意を得て見るべし。

書中、左右を云ふもの、最多し。其の中に、祭場の左右は、神坐より指して言ひ、進退作行の左右は、人身よりして言ふ。故に、左方、右方は、祭場につきて言ひ、左向、右向は、人身につきて言へり。又、祭具につきて言へるものあり。そは、其の物を本として言へり。左端、右端、左脚、右脚などの如きは、是れなり。

坐法、歩法など、名目を設け、又、左向著坐、右向著坐、或は、行歩左向何々、行歩右向何々、止立、右向何々、止立、左向何々等、種々の細目を設け、上字形。

曲尺形など、其の圖さへに加へたるものは、煩重に過ぎたる如くなれども、衆人に傳へ、習禮せしめむには、かく爲すては、習得難からんとの老婆心によれり。

歩とは、左右兩足をこぶ稱なること、勿論なれども、人或は、誤認せんかとの心しらびれて、なほ、一足はこぶを以て、歩とせり。見む人、其の意を得てよ。

足とは、足の長さを云ふ。書中、一足二足と云ふは、足の長さほこぶはこぶを云ふ。

膝歩とは、膝にて歩むを言ふ。普通に膝行と云ふに同じ。膝歩法に、正坐左行、正坐右行、膝歩左向何々、膝歩右行何々など云へるもの、皆是れなり。

膝進、膝退は、膝歩して、進退するを言ふ。

座とは、列座の本位を謂ふ。本座に復す、或は、復座などの座、是れなり。席とは、行事中居る所の假位なり。席に復す、復席などの席、是れなり。

傳供道とは、神供を傳次するとき、手長の往返するすぢなるを、假にかく名けたるなり。

蕙道とは、神官の祭場へ昇降するとき、往返する爲に、庭上に蕙を敷ける道なり。

神饌案とは、便に隨ひて、高杯に代へて用ふる、八脚の小案を云ふ。書中往々、何案と云へるあり。皆、此の小案を云ふ。

傳供道列坐、及、大麻を執れる圖を始め、其の他、一二の圖を出せるは、拙文、意を盡さざるを以てなり。

頭書凡例

頭書批評ノ文中、有職家ノ附箋ニ曰クトアルハ、明治十八年ノ頃、皇典講究所ノ學科タリシ作行部ニ於テ、禮典ヲ教授セラルシ、山田有年氏等ノ批評セラルレニテ、其文ニテ再出フモノハ、又曰クト書セリ。又コノ批評ニツキテノ選述者ノ意見ハ、按ズルニト書セルモノ是レナリ。他ハ、皆、批評者ノ氏名ヲ録ス。而シテ又、直ニ舊名ヲ擧ケテ書セル文ハ、參考ノ爲ニセラレタルナリ。校訂者記

緒言

祭祀ハ、神世ニ起リ、皇孫尊、天降リ坐ス時ニ、傳ヘ賜ヒシ御世々々ノ大典ナリ。ソハ、祝詞ハ、天照大御神ノ石屋ニ隱坐シ、時ニ、天兒屋根命ノ、廣厚稱辭所啓シ、ヨリ始リ、玉璽ハ、太玉命ノ、天香山ノ五百箇眞坂樹ヲ根樹シニシテ、上枝ニハ、八坂瓊ノ五百箇ノ御統ノ玉ヲトリ懸ケ、中枝ニハ、八咫鏡ヲトリ懸ケ、下枝ニハ

祭典式

冷泉爲紀 校閱批評 權田直助選述
田中尙房 校閱批評 神崎一作校訂

大意

諸社の舊式、禮家の作法等に至りては、予素より知ること無し。世の變遷に隨ひて、圖らず、當阿夫利神社の社務を預る。其の事を知らずして、其の事を執り、其の法を知らずして、其の職を務む。神明に對し奉りて、深く之れを恐る。當社傳來の禮奠無きに非されども、其れまた、弊習なきこと能はず。大教院開設以來、其の局の祭奠しばし、改正すと云へども、然れども、未だ疑なきにあらず。嚮に 朝廷神社祭式を撰録して、頒布し賜ひしより以來、諸社の祭式一定することを得たり。何の幸かこれに過さむ。爰に思惟へらく、幸に祭奠一定の式を得たりといへども、猶其の行事の進

青和幣、白幣帛ナドトイ
ク、八十五歳ト神テテ、仕
奉リ賜ヒシヨリ始リ、樂
ハ、天之細文命、手ニ茅
繩ヲ持チ、天香山ノ眞拆
ヲ繋トシ、羅ヲ手ヲトシ、
覆セテ、巧ニ非優セ
サセタマヒシヨリ始リ、
神龜ハ、皇孫瓊々杵尊ノ
天降坐ス時ニ、高皇產靈
尊ノ、天兒屋命、太玉命
ヘ授ケ賜ヒシヨリ始リ、
祭器ハ、神武天皇ノ、推
根津彦命シテ、大和國ノ
天香山ノ地ヲ取來テ、八
十平先、天ノ袂八十枚ヲ
造作ラシメ賜ヒシヨリ始
リ、祭主ハ同天皇ノ、推
根津彦命ヲ祭主トシテ、
御祭セサセタマヒシヨリ
始リテ、最も貴ク長キ禮
典ナリ。然ルニ、世チ禮子
年ヲ經ルマニ、漸々
ニ亂レ來テ、中世ヨリ以
來、他邦ノ禮法混交リ、
陰陽家ノ方術加リ、或ハ
佛風ノ法サヘソハリ、又
樂ハ、國風ノ樂アリテ、
朝廷ノ御祭ニモ、倭調、駿
河舞、久米舞、古志舞、田
舞ナド言フガアリテ、用

退作法に至りては、如何にともすること能はず。これを識
者に問はむと欲すれども、山間の一老生、遠遊に懶きを如
何にせむ。熟考ふるに、諸社の舊式禮家の作法と云ふとも、
其の始めは、必、其の事其の物につきて、左もし右もし、種々
にして試みたる上に、これを行ふに便利よく、これを見て
見にくからず、体裁具りて、道理に妨無きを以て、善しとし
て定めたるものなるべくぞ思ゆる。然れば、予愚弱かれど
も、予は予ほどの思を盡して、試みばやと思起して、復、熟考
ふるに、左旋右動は、天地の大則、上下尊卑は、天地の定理な
り。是を以て伊弉諾伊弉諾冊の二神は、御柱を回り賜ふに、
左右を以て法とし賜ひ、倭姫命は、左の物を右に移さず、右
の物を左に移さず、左は左、右は右、左に返り、右に廻ること
も、万の事違ふ事無く、大神に仕奉れど、事教へ賜へり。是れ、
万法の大元、万禮の大本、此に在るを以てなり。然れば、祭奠

井タマヒ、内侍所ノ御神
樂、及、其ノ他ノ御祭ニモ、
朝倉、其ノ訓、求メテ、安
名尊、伊勢ノ海ナド、其
ノ舞ノ名チサヘ、舉ゲタマ
ヘルベカリナリケルニ、
國風ノ樂ハ、願レ行キテ、
知ルモノ無ク、何ノ社ノ
神社ニモ、眞樂チ音ガモ
ノ、如ク、行ヒ居ルコト
トナリ以テ來テ、神世ヨ
リ傳來シ、眞ノ法ハ、最
稀ラニナマアリケル。明
治ノ大御代ニ至リテ、万
ノ事、古コ復リ、明ケク
成行クナベニ、祭事モ、漸
々ニ清ク正シク、上世ノ
風ニ同ラトスルハ、最
モ悦シク、最も尊キコト
ニナラ。然ハ、アノレドモ、舊
習仍除カズテ皇國ニアラ
ヌ、漢語モテ稱フルコト
多ク、マツリチ祭奠、ツ
子ノマツリチ例祭、ト
キノマツリチ、臨時祭ト
云ヒ、トシゴヒマツリチ
新年祭カ、ナメマツリチ
神宮祭、オホニハマツリ
チ、大宮祭、ホレゾメマ
ツリチ御火祭、ミタマフ

も亦て、に本きてこそとなも、心附きたりける。是に於き
て、先、左右を定む。左右に祭場の左右あり。作行の左右は、人
身につきて言ひ、祭場の左右は、神座よりして稱ふ。左は、天
に象りて上とし、右は、地に法りて下とし、禮は、天に象りて
左を先とし、作行は、地に法りて右を先とし、進むは、天に法
りて左を先とし、退くは、地に象りて右を先とし、中に就き
て、左に返るものは、左を先とし、右に廻るものは、右を先と
すと、なも定めたる。祭事に臨む毎に、之れを以て法として、
行事に試むるに、一回毎に得ることあり。日を積み、月を重
ね、年を経るに隨ひて、粗、其の宜きを思え、少、神明に對し奉
りて、安みする所あるに似たり。同僚、始之れを奇み、後之れ
を善とし、時々其の故を問ふ。予が曰はく、凡、予が爲る所は、
彼の事をかくするは、此の理あるに因りてなり。此の事を
然するは、此の故あるを以てなり。此の事は、かくせざれば

イマツリテ、儀魂祭ナド
 稱フルヲ始メ、神宮、神
 社、宮司、祠官、昇殿、降
 殿、昇神、降神、開扉、閉
 扉、献供、獻供、奉幣ナ
 ド、悉音語ニテ稱ヘ、然
 ミナラズ、祭儀、祭具、祭
 主、祭官、祭人、與儀、贊者
 ナド云フ類、甚多ク、又禮
 坐、禮坐、拜、揖、短手、拍
 手、膝行、膝進、膝退、退出
 ノ類、數ヘモ盡サレズ。皇
 國ノ語チモテ稱フルモノ
 ハ僅ニ、「ハラヒシ」「ハラ
 ヒヌシ」「チナガ」「セドワ
 「ハラロ」「ミツギ」「メサ」
 「シホニ」「エウ」「セツ」
 ノ類ノヨナルハ、最も最
 也、惟タク歌キシコトナ
 リ。其ノ行事ハ、全、皇國
 ノ古チ學ビツ、モ、名ト
 稱トナシ、他邦ノ語チモテ
 シタラムニハ、他邦ノ人、
 之レヲ見聞カバ、何トカ
 言ハム。取テベキコトナ
 ラズヤ。予讀ク、此ノコ
 トヲ觀ヘテ、禮ハテ名目
 ドモナ更メテ、正シキ皇
 國ノ語チ以テ稱ヘマホシ
 クテ、強ヒテ名ヲケタル

成ることなく、彼の事は、然せされは体裁よからず。手のあ
 つかひ、足のはこひ些々たる動作に至るまで、一つ一つに
 其の理あり。悉に、其の故ありて之れを爲すなり。同僚曰は
 く、其の体裁を見れば、宜きが如く、其の事を尋ぬれば、其の
 實に適ひ、其の爲る所を聞けば、其の理あり。古人の式作法
 を制せしも、必此の如くにならざりけむ。他社は知らず。我
 が御社に於ては、之を以て法とすべし。委曲に傳へ給ひて
 よと云ふ。予曰はく、獨得の道、素より他に傳ふべきにあら
 ず。然れども、予別に思ふことあり。凡、祭祀は、貴人に事ふる
 意を以て、修行すべし。貴人に事ふるは、難しと云ふども、常
 に顯に、其の容止を見るを以て、事へ易き所あり。神の大殿
 内に御座すは、幽冥にして、其の情状を窺ふこと能はず。是
 を以て、奉仕ると甚難し。貴人は、尊嚴なりと云ふども、仍、人
 なり。其の明限あり。神は、靈妙にして、其の明測るべからず。

モノアリの、今、序ナレズ
 少音フベシ。ソハ、祭主
 ナ「イハロヌシ」、副祭主
 ナ「イハロヌシ」、神官
 ナ「カムツカサ」、副神官
 ナ「ミケシ」、樂師ナ「ロ
 ソロシ」、樂人ナ「ウタヒ
 ト」、典儀ナ「コトシロ
 ト」、贊者ナ「コト、ロビ
 ト」、笏ナ「サク」、中啓
 ナ「スエロロ」、靈願ナ「イ
 ミヨロモ」、開扉ナ「ミトア
 ケ」、閉扉ナ「ミトダテ」、昇
 殿ナ「トノヘノボル」、降
 殿ナ「トノチカタル」、降
 神ナ「カミオロシ」、昇神
 ナ「カミアゲ」、祭儀ナ「イ
 ヲリドコロ」、祭具ナ「イ
 ツリツモノ」、獻供ナ「ミ
 ケチタマツル」、撤供ナ
 「ミケチサマル」、樂樂
 ナ「ウタチカナツ」、神降
 ナ「サキナヒ」、拜ナ「チロ
 ガミ」、揖ナ「サヤビ」、短
 手ナ「シタヒテ」、拍手ナ
 「ウチデ」、役送ナ「テツギ」、
 著座ナ「クラサニツク」、
 復座ナ「クラサニカヘル」、
 膝行ナ「ヒザアユミ」、膝

人の見る可らざるを見、人の聞く可らざるを聞き、人の知
 る可らざるを知る。此の故に、人見て美しとするものも、神
 未、可ど見給はざるものあるべく、人見て潔しとするもの
 も、神、未、清しと見給はざるものあるべし。况て、人見て善か
 らずとする事をや。神はた、之れを何とか見給ふらむ。衆人
 の作行、一定ならずして、祭奠を仕奉らば、何を以て、其の行
 事を整ふべき。衆人の進退、一定ならずして仕奉らば、何を
 以て、其の体裁を美にするを得む。是れ、予が常に恐懼す
 る所なり。同僚、皆、予が爲る所を以て善とせば、假令や、舊式
 には符はずとも、進退作行を一定するを得べし。進退作
 行を一定するを得ば、行事作法隨ひて齊ひ、体裁、必、一等
 美しくするを得べし。彼れを思ひ、是れを思へば、獨得の
 道たりとも、諸兄の言に隨ひて、之れを傳へて祭奠を一定
 し、後、良法を得て、改正するに若かざるべし。是に於て、先、之

進チ「ロザミー」、腰圍
チ「ロザンキ」、後歩チ
「アトシヤ」、サドノ如
ク、更メヌ。其ガ中ニハ音
レナカラ、未シク思フモ
アレド、大方ハ、古ニ腰
チ「レリ」カ、レバ、此ノ
儀、皇國語モテ、書カマ
ホシカレドモ、サテハ、中
々ニ耳遠ク、解リ難キモ
ノトナリヌケレバ、當
今、普通ノ文語チ以テ書
ケリ。サテ、粗、其ノ稿
成リテ、ナホ、漸々ニ考
訂サマフ、思ヒ居ルホド
ニ、國ラズ、一有職家ノ閑
覽チ經、幸ニ其ノ附屬チ
得タリ。是ニ於キテ、已
チヌテ、然考スルニ、大
ニ、腰圍チ開ク事アリ。又、
其ノ儀ニ關シキモノ、ハ
タ、無キニアラス。之レニ
依リテ、之レチ古昔ニ照
シ、實事ニ試ミテ、其ノ
正シト思ユルモノハ、取
リテ、本文チ訂正シ、其
ノ疑シク、ハタ、實事ニ
妨アルモノハ、意按チ述
ベテ、本ノマ、ニレ、或
ハ、新ニ改定メナドシテ、
之レチ頭ニ注シテ、後考

二備ヘトス。
若服用意書ノ條
江家次第ニ、近例脫ニ、御
衣之起下、御、合、著、祭
服、給、至、表、袴以下ニ著、
不ニ改給ニ云々、又、大嘗
會例ニ、著、御、祭、服、注
ニ、長、白、生、の、御、祭、服、に
テ、則、中、臣、忌、部、内、祿、の
官、人、を、率、ひ、て、回、立、殿、に
圍、ま、た、る、二、盤、の、御、服、の
内、な、り。是、迄、著、御、せ、ら
れ、し、御、衣、御、下、盤、を、取
り、賜、ひ、て、御、祭、服、一、盤、を
著、御、せ、ら、れ、御、冠、を、も、編
の、御、冠、に、改、め、御、情、を、御
巾、子、に、向、さ、し、め、賜、ふ、な
り、と、あり。

同、風、垂、ノ、條
一、有、職、家、ノ、附、屬、ニ、曰、ク、粗
ノ、下、ハ、袂、ノ、事、ヨ、ク、ナ、シ。
胸、ニ、結、ビ、腰、ヲ、束、メ、
田、中、仙、房、曰、ク、按、ス、ル、ニ、兵
部、禮、部、禮、部、記、ニ、直、垂、元
武、士、之、取、也、爲、直、仕、二、圖、
之、文、門、之、直、衣、相、同、也、宣
旨、云、部、類、記、天、慶、度、平
貞、盛、禮、神、直、垂、云、々、ト、ア
リ、コ、レ、ハ、直、垂、名、ノ、物、ニ
見、エ、ヌ、ル、始、ナ、ル、ハ、キ。

を同僚に傳へ、同僚をして、准官以下、諸へ傳へしめむと議
定めて、祭奠習禮場を假設し、明治十年四月十七日より始
めて、三周日間、傳習習禮せしめ、祭奠一定の功を收む。然し
て後、同僚の請に應せて、其の概畧を筆記し、此の事の備忘
録となす。

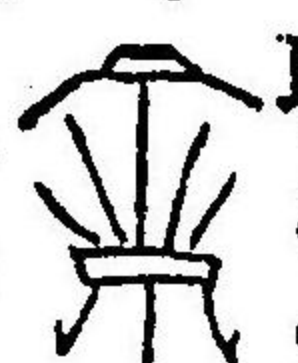

著服用意

指貫 は、下括りを高くして、裾を地より二寸許あけて著
くべし。低くして、地をすり、高くして、襪の多く見ゆるなど、
見よからず。下服の裾を、指貫の内にて、左右ひとしく、前の
方へまわして、指貫の裾の、ふくらかになるやうにすべし。
凋みたるは、甚見にくし。

齋服 は、襦を五六寸あぐべし。高きは卑しく見ゆ。小紐を
は、固く引きしめて結ぶべし。緩きときは、背に袋居て見ぐ
るし。波戸衣とか云ふもの、上、く、く、る、許なるが最善し。

又、のほりのたぐみをは、下の方を扇形に、左右より折込
て、裏へ折返して、帯へ固く挟込むべし。緩きときは、そら抜
けして、不体裁になるなり。

狩衣 は、前の裾を七八寸あげ、帯は高くしむべし。低きと
きは、背面見にくし。又、緩きときは、自然下ることあり。

直垂 は、前にも後にも、襷を取るとは聞けど、前には取り
も取らずも、後には、必、扇形に、襷を取りて著くべし。
然らざれば、佛子の背面に似て、見よからず。扱、下をは、高く
著けて、紐を固く結ぶべし。是れも緩きときは、腰下りて見
にくくなるなり。又、其の紐の留めやう、習ありけなれど、今
は、堅結びに結びて、其の餘りをは、正しく重ねて、一捲き捲
きて、垂下ぐることを、これを堅結びに結ぶは、端
を正しく重ねむが爲なり。又、一捲きまくは、長きに過ぎさ
らしめむが爲なり。又、胸紐の結びやうも、習あるべけれど

祭典式 身具用意

冷泉爲紐曰、胸紐ヲ下ノ紐ヘハサムコト、如何。先直垂ノ紐ノ結方ハ、青リカノル形ニス。

第一圖



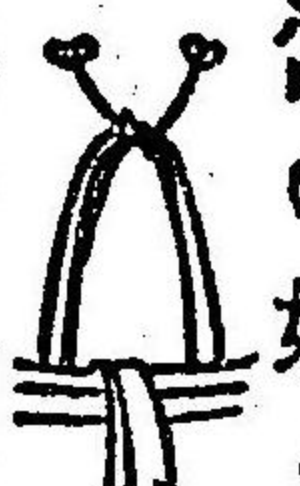
第二圖



第三圖



右ノ如クスレバ、結ビタル所短クナレバ、自ラ行事ニサマツカヘザレカ。田中尚房曰、按メレニ、直垂ノ胸紐ハ、奥文主ノ脱ニ、今世風精トイフ物ノ結ビサマ、即イニシヘノ直垂ノ結サマニナリ、後三

も、今は胸にて、常の如く、兩膝を長く折りて結び、引下して扇形に開きて、 下の紐へ挟むことゝす。是れは、行事に臨みて、妨無からむが爲なり。

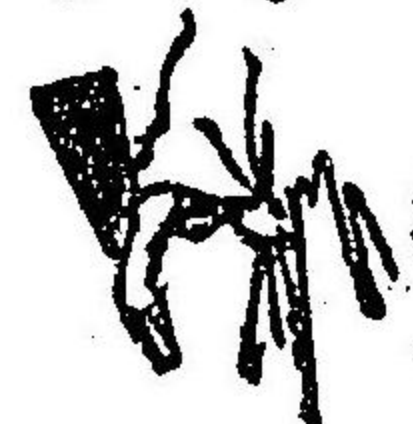
身具用意

冠と風折烏帽子とは、前の方を低く、後は、少し上りめに著くるをよしとす。當今は、髻無ければ、紙線のかげ緒のみにては、引立烏帽子は、後の方少し下りたるよし。紐は前にて結ぶ習にや。今は、普通に後にて結ぶに従ふ。

笏は、齋服を著けたるとき持つべし。本の方を握りて持つべし。拜揖なごの時は、左手を上にし、右手を下にして持つことは聞けど、今は、体裁のよさを主とすれば、半重ねて持つこととす。さて立ちても坐しても、立てゝ持つべし。行事に臨むときは、庭上にては、後取に持たすべく、後取なきときは、ちどの間は、懷中もすべけれども、久しきときは、抜落つ

年輪ニ見エタル結サマナリトアレバ、袴ノ紐ニ扶ムハ、ヨロシカラズ。然レズトモ、行事ニ妨ナシニ、按ズレニ、野等相對等、直垂、直垂ノ條ニ、中右記、蓬記等ニ、所載之者、皆、衣の事ニ候、保元物語ニ、鶴の直垂所見候外、古ニハ、不及ニ管見候。治承二年、正月廿三日、山内朝日、長刻段ニ大體、自中山堂ニ參、鞍馬寺、於此美會致、遂ニ右少將總攝朝臣、折高朝子等、直垂侍五人騎馬、在、前後十余人、下居波木枝堂、今、頃、爲御符、向、野、元久元年七月十一日、明月詔曰、太政大臣、兼、直垂、御符、管見如此候、就之申候得、向、直垂は使服にて、其項は、專、侍に用たる歟と存候。凡直垂之事、年來意を定めず候故、甚悦に候。直垂は、式服と存候。直垂と申し、別物にはあらす。常之直垂の上に、紐を著たるにはあるまじく候。


る憂あり。然れば、時宜によりては、倚子の上、若くは、敷薦の上、置くも難けなし。殿上にては、右側、或は、左側、便宜に隨ひて、下に置くべし。これは懷中すれば、行事に妨あり。衣領にさせは、抜け落ちむかの憂あるが故なり。其の他は、總べて中啓のあつかひに同じ。中啓これは俗稱なり。實は、未廣と云ふべきなり。は、本の方を握り持つべし。立ちては、先、あがり、斜に持ち、坐しては、立てゝ持つべし。何れにも、股の折りめにつけてあるべし。之れを本位とす。篇中、往々、本に復すと云ふは、是れなり。手を復すと云ふも、即、こゝに在るを。さて、行事に臨むときは、笏と同じく、右の側に置以てなり。さて、行事に臨むときは、笏と同じく、右の側に置き、時宜によりては、腰にさすべし。篇中、中啓を收むと云ふは、是れなり。こは、先、左手にて袖を押へ、右の大指と、次指と、中指とにて、中啓を回して、逆手に持更へて、背へ回して、本の方を脊中へあてゝす。



指指膝ニ押ムナド見エタ
 レドモ、ソレハタ、脚腕
 ノ指ヲ著クタルトキニ
 ソアレ、脚腕ハ、膝腕ナレ
 バ、膝ニ押ムコト成リ難
 シ、又、膝中スルコトハ、
 マシク成難ケレバ、脚腕
 ノ外ナレ。置クハ、置ク
 座左一ト云フコトアレド
 モ、右ニ持テル物ヲ、左ニ
 置クハ、甚不儀ナレバ、時
 宜ニ從フヘシ。又、置ク於
 右一トモアレバ、其ニ置
 フチ替トス。置ク部ノ數
 ニ、左ハ左、右ハ右トア
 レテ思フヘシ。又、置立
 於膝腕脚一ト云フコトモ
 アレバ、時宜ニ置クナレ、
 物ニ寄テ立ツルモ、膝ヲ
 カルヘキカ。

同中啓ノ條
 有願家ノ附屬ニ曰ク、中
 啓ヲ履ヘテモトイムヘ
 シ。又、脚腕ニハアレド
 モ、膝腕ニハアレドモ、
 按ズルニ然ラバ、膝中スル
 ニヤ、袴衣直垂ヲ著ケラ
 ンニハ、膝中ニ成ルベク
 下モ、膝中ニ成ランニハ、
 行軍ニ應ジテ、袴アリ。マ
 ヲ、按テツマツキニヨ
 フズ。故ニ、從前ノ如ク、
 履ヘサスヘシ。然レタリ
 トモ、不敬ニモ、不依願

行歩左向止立法 左へ向かむとするときは、左足を擧げ
 て、右足の前に踏みする、腰を入れて、右足をあげて、體と共
 にふり回して、左足に並べふみするて立つなり。
行歩右向止立法 上法に、反對すと意得べし。以上二法、昇
 用。

行歩左向轉回行歩法 左向せむとするときは、左足を引
 きて、右足の跟に當て、此の如く、曲尺形に踏みする、
 例の腰を入れ、右足をあげて、體と共に、左へふり回して、左
 足より先へ出してふみつけ、左足をあげて歩むなり。此の
 時歩を止めずして行くべし。歩を止むるときは、體裁見よ
 からず。

行歩右向轉回行歩法 上法に、反對すと意得べし。

行歩左向轉回止立法 左向せむとするときは、上と同じく、
 曲尺形に踏みする、體と共に右足をふり回し、左足と並べ

ニモ有ルマシク思ユ。古
 クハ、筋ヲ履ヘサシタル
 モノト見ユルナヤ。又、脚
 腕ニハアレドモト、ア
 ルチモ思フヘシ。

坐法正坐法ノ條
 江家次第ニ曰ハク、攝政
 殿被仰云、定願不レ遊殿、
 立定向四、揖、次向レ乾再
 拜、先突三右膝、次起時左
 膝爲先九條殿記云、凡拜
 時、先、突三左膝、是爲令
 儀中身軀紙不レ落也、然而
 此拜先右足、屈三御前方
 歎、須二揖還、右之時、右
 足挽踏、左足廣踏、又、爲
 令下變能廻トアリ。是
 正式ナルヘシ。

又、酒正來亦跪、貫首人、
 相跪返之、取レ筋腕、先
 左膝、酒正跪、到左仗間、
 乍居小拜、立先右足一ト
 云ヘリ。コレハ、時宜ニ
 從リテ、然レルニテ、正
 式ニハアラザレバシ。

歩法行歩法ノ條
 田中尚房曰、按ズルニ、
 本條ハ朝野群載ニ、按歩
 之時、不レ風武體、直立靜
 行、令二兩足常重靜トナ
 シ。是レニ能クカナヒテ、

てふみするて立つ。此は降殿、又は、傳供
 に用う。次も同じ。

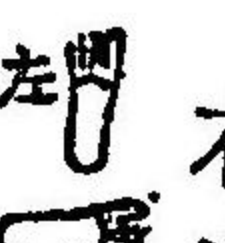
行歩右向轉回止立法 上法に、反對すと意得べし。

後歩法 右足より、右左右と二足半、後へ歩むなり。


後歩左向行歩法 上法の如く歩して、次下の左向行歩法
 に從ひて歩むべし。此は、祭主、副祭主、神前より復座
 するときはの歩法なり。次も同じ。

後歩右向行歩法 上法に、反對すと意得べし。

止立法 正坐法の如く、身を固め、足間足を入る、を法と
 して立ち、俛さす仰がず、正面して立つべし。

止立右向行歩法 右向せむとするときは、右足を引きて、左
 足の跟にあて、此の如く、上字形にふみする、左足
 を擧げて、體と共にふり回して、右足より先へ出してふみ
 つけ、右足をあげて歩むべし。此は、昇殿、又は、傳供に用
 うべし。次法も同じ。

止立左向行歩法 上法に、反對すと意得べし。

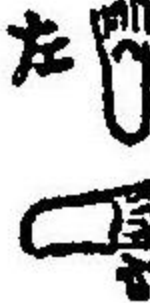
止立右向止立法 右足を引きて、左足の跟を當て、

膝ニ、メテマシ。
 膝歩法進法ノ條
 有職家ノ附録ニ曰ク、左
 右左ト三足進ム、引クモ
 同シ。
 按ヌルニ、神座ノ左ナ上
 トスレバ、此方ヨリハ、
 右ハ上、左ハ下ナリ。是
 ノ故ニ、進ムハ左ヲ先ト
 シ、退クハ右ヲ先トス。
 又、三足ハ、古書ニ、膝行
 進三度、膝行退二度、又、
 膝行三度ナドアルハ、始
 メノハ、膝行シテ三度進
 ミ、膝行シテ二度退ク如
 ク聞エ、次ノハ、三度膝
 行スル如ク聞エタリ。サ
 チ又、三度ハ、三歩ナ云
 フニテ、附録ノ三足トア
 ルニ合ヘルニヤ。然アレ
 ドモ、三歩ニテハ、膝頭
 ソロハサレバ、實事ニ膝
 ヲアリ。故ニ、二歩中ト
 定メツ。

此の如く上字形にふみする、左右をあけ、體と共に、右へふり回して、右足と並べて、ふみするて立つなり。此は傳供に用う次も同じ。

止立左向止立法 上法に、反對すと意得べし。

止立右向轉回行歩法 右向せむとするとき、右足を引き

て、左足の跟へ當て、此の如く、曲尺形にふみする、左

足を舉げて、體と共に、ふりかへし、右足より先へ出してふ

みつけ、右足を舉げて、歩むべし。此は、降殿、又は、傳供に用う。次も同じ。

止立左向轉回行歩法 上法に、反對すと意得べし。

止立右向轉回止立法 上法の如く、曲尺形にふみするて、

左足を舉げて、體と共にふりかへし、右足に並べ、ふみするて立つべし。

止立左向轉回止立法 上法に、反對すと意得べし。

左向折行法 行歩きて、隅に至るとき、左へ向きて折行せ

むには、左足を右足の前にふみする、腰を入れて、右足を舉げ、體と共に、左へ振り向けて、左足より先へ出してふみつけ、左足を舉げて歩むべし。此は、昇殿、降殿、及、行事、進退等に用う。次も同じ。

膝歩法

膝進法 左膝より進めて、左右左と、二歩半進むなり。

膝退法 右膝より退きて、右左右と、二歩半退くなり。

膝退左向立歩法 左膝を、右臀の方へ、大きく開きめに引き、右膝を引きて立歩すべし。

膝退右向立歩法 上法に、反對すと意得べし。

正坐左向膝歩法 左膝を少し開きめに引き、腰を入れて、右膝を轉じて進め、左右左と歩するなり。

正坐右向膝歩法 上法に、反對すと意得べし。

正坐左向轉回膝歩法 左膝を、右臀の方へ引き、腰を入れ

て、右膝を體と共に轉回して歩し、左右左と歩するなり。
 正坐右向轉回膝歩法 上法に、反對すと意得べし。
 膝歩左轉坐法 坐せむとするとき、左膝を右膝の前へ歩し、腰を入れ、體と共に、右膝を左へ振り向けて坐す。
 膝歩右轉坐法 上法に、反對すと意得べし。
 膝歩左向轉回坐法 轉回せむとするとき、左膝を、右臂の方へ引き、腰を入れて、右膝を、體と共に、左へ轉回して坐するなり。

膝歩右向轉回坐法 上法に、反對すと意得べし。
 膝歩左向轉回膝歩法 左膝を、右臂の方へ、大きく開きめに引き、右膝を、體と共に、左へふり回して歩するなり。
 膝歩右向轉回膝歩法 上法に、反對すと意得べし。
 二條は、すべて、神前の進退法なり。以下十二法は、開扉閉扉の行事に用うる進退法なり。
 右、禮家、或は、他社にては、如何なる良法ありて、容易く、進退

行止を整ふることなるかは知らざれども、愚考には、此の如くせざれば、衆をして一定せしめ、式正しく、法と、のひ、体裁みたれず、祭奠を、美しく仕奉ること能はざるが故に、此の如く、坐法、歩法を定めたるなり。

諸禮

拜、並に、拍手 笏或は中啓を、膝上中間にて、左手を上にして、半重ねて、兩手にて持し、身體を正坐法固めて、笏或は中啓の末を、眼下まで舉げ、其の間四寸許、體と共に、膝前に下して、床につけ、少し、腰を入れ、頭を下け、頤オビカを大指につけて拜す。この時に、尻あがらず、脊高くならず、平直ならむことを要す。これは、腰の入れやうにあるなり。さて、頭をあけ、手を少しあけて、膝頭にて兩手をはなし、膝をすりて本の如く、股の折れめに復し、又、前と同じ手の運びにて拜をなす。再拜にて、四拜にても、皆此の例なり。さて拜し畢りて、兩手本に復

諸禮拜並拍手ノ條
 有職家ノ附箋ニ曰ク、笏、
 並、中啓ハ、成ルベキホド、
 本ヲ持チテ、左ノ手ヲ置キテ、
 シテ、蓋上ヲ拜スベシ。
 按ズルニ、左手置キテ、
 面ヨリハナス距離ナドハ、
 ハ、禮儀ニ妨アルニ非ザレバ、
 何ニテモアルベキカ。
 本ノマヽニシテ改メズ。
 又曰ク、拜ノ四拜トアルハ、
 再拜兩段ノ事哉。四拜トアリテハ多シ。兩段再拜ト改ムベシ。
 按ズルニ、拜ノ事ハ、江家次第ニ、
 典禮進兩步再拜、
 後者 王公百官再拜内式同文。
 ○座三拜、○神拜四段次申三祝詞、○四度

拜神、謂之、再拜兩段、山抄同文○使以下、奉拜四度、了拍手、次四拜、又拍手、○以八度拜、爲三再拜兩段、○小拜起、而相共再拜、○乍居小拜立、○小一拜起、又、延喜式、三再拜兩段、短手兩段、膝退再拜兩段、一拜乾退出、又、大神宮儀式、八度拜奉、○四段拜奉、手四段拍、又後四度拜奉、手四段拍、舉退、○三八遍拜奉、○一段拜奉、又、大神宮年中行事、○拜八度、手兩端、又、中右記、今月、伊勢遷宮行事、可三深查也、被了後、十六度拜、○拜八度、先四度、次拍手、次四度、又、打手、是爲兩段再拜、又、建武年中行事、御拜三度、兩段再拜なる例も、○先北辰を拜する座にて、二拜云々、四方各皆二拜なり、○群臣、二拜云々、謝酒、二拜、群臣一同なり、ナドアリテ、諸書、重ニシテ紛シ。故、何段ト云フ事ト、三拜ト五拜以上トテ除キテ、本文ノ如ク定メツ。

し、中啓を擧げて、右側に置き、直に手をあげ、膝をすりて、本の所に復す。さて又、兩手を膝上中間にて合せ、斜に高く、鼻と同等にあけ、これは、裝束の袖を、腕へ下ぐる爲なり。兩手を中分に、左右へ開きて、短手四度うつを拍ち、八開手八度うつを拍つ。拍ち畢りて、兩手を膝上へ下し、分ちて、膝上をすりて本に復し、さて、兩手を膝をすりて、前に置きたる笏中の上に直に下し、笏中にそへて、本の方よりすり上ぐる如くして、末の方を執り、直に立て、本の方を握り持ち、此の時、中啓のうらがへ、らぬやうに用意すべし。直に上げては、膝をすりて、本に復し、又一拜すること初の如し。
右拜、拍手のことは、古書にも種々に見えて、一定し難し。拜に、一拜、再拜、三拜、四拜あり。又、一段拜、四段拜、再拜兩段あり。小拜あり。拍手に、一段、兩段、三段、三度、四度あり。又短手あり。八開手あり。然して、八度拜を、兩段再拜とすと云ひ、又、

拍手ノ事ハ、江家次第ニ曰ク、上廻以上、拍手三度、○祝詞了、再拜兩段、拍手四度、○候舞、次拍手一段、外記奉、氏人見參、○上廻以下、拍手兩段、○神拜四段、次申祝詞、○拍手一段トアリ。又、延喜式ニ、齊内親王、並衆官以下、再拜拍八開手、次拍短手、再拜如、此兩通、既而衆官退出、○就中庭版位一跪、拍手四度、々別八廻、神所所、八開手是、眞備儀式、北山抄、江家次第等、同文アリ。大嘗會、候衆ニ拍手は、手をうつなり。但、常の拍手は、二つ、うつ計なり。此の時の拍手は、四つ、八度、合せて、一人の拍手の數、三十二なり。是を八ひら手といふなり。又、大神宮儀式帳に、四段拜奉、巨八開手拍、次短手一段拍、一段拜奉、亦更四段拜奉、巨八開手拍、次短手拍、巨、次一段拜奉、然罷出、外宮後、直會被レ給畢、後手一段拍ナドアリ。古事記傳ニ、コレヲノ

拍手四度、々別八遍うつを、八開手と云ふなどありて、紛しくはた疑し。唯、四度うつを、短手と云ひ、八度拍つを、八開手と云ふこと、未、正しき証は見得されども、今は、古事記傳の説により、又、普通にも、然意得たれば、再拜には、短手、四拜には、八開手と定め、其の他は置きて用ゐず、但、一拜、小拜は次に云ふ。
こゝに、膝上中間、眼下まで、斜に高く、又、其の間四寸など、廣狹、高低、位置、分寸などを言ふものは、衆人をして、其の體裁を、一定せしめんとてなり。其が中に、腰を入るゝなど云へるは、總べて行事は、腰を入れされば、體裁よく爲すこと能はざるを、こゝは、拜をするに、腰を折るを云なり。其の腰を折るは、外目には見へされども、然せずして拜をすれば、尻あがり脊むくりて、其の狀甚見にくし。又、願を大指につくるは、額を下らさらしめむが爲なり。額下るときは、其の狀

事ナ、取違ヘテ云ハレシ
事アリ。八開手とは、四
度、度別に八開とあれど
も、所謂八開手是也と云
へるは、一度に八つ、
拍つことを云へるにて四
度合せたるを云ふには非
ず。然れば、八ッ拍つな
八開手と云ふなり。さて、
短手とは、八開手の半に
て、四ッ拍つを云ふ。然れ
ば、短手二段とあるは、四
ッ拍つ二段にて、即八開
手の數なるを、八開手と
云はざるは、四ッ拍つ二
段に切りて、拍つゆゑな
るべし。又、たゞ手四段と
あるは、短手四段にて、合
せて十六なり。又、上に引
ける番どもに、たゞ拍手
とのみあるも、短手一段
にて、四ッ拍つなり。拍
つ手一度とあるも同じ。た
ゞ一ッ拍つにはあらず。
云々。さて、拜八度とあ
るは、四度拜二段を云へ
るにて、其の四度一段と
さし、手は八ッ拍つ拍ち
て、あはせて十六なり。い
まの世も、是に依て、四度
拜みて、手八ッ拍ちて、膝

見よからず。又、万一、烏帽子、冠などの、體裁を損はむことを
恐れてなり。

立拜 先、身体を固めて、止立法に従ひて立ち、中啓を、上の
如く兩手にて持ち、臍下にあて、體を四寸許はなして持ち、
又、上の如く、中啓の末を、眼下まで舉げ、さて、體と共に、本
の如く、臍下の邊まで直に下げ、此の時、中啓を斜に上に向けむ
ことを要す。然らざれば、體裁を
失ふ。少し膝を入れ、頭を下けて拜をなす。再拜すること初
のことし。拜し畢りて、中啓を、兩手の大指次指の間に挟み
持ち、笏を此の如く挾持
つは、便に従ふなり。初のことく高く舉げ、左手に中啓
を移し、兩手を中分に開きて、四度拍ち、初の如く拜を一度
す。

右の拜、諸書に見えず。今實事に就きて、此の目を立つ。

一拜 常の拜の如くの作法を以て、一度拜をするのみ。手
をは拍たざるなり。

小拜 これは、中啓をはあけずして、持ちながら兩手をつ
き、拜をするなり。

揖 中啓を、上の如く、衆員一同、膝の上にて持ちをろへ、一
勢に舉げ、又、一勢に膝上に下げ、腰を入れて、少し頭を下ぐ
るなり。此の時、なほ頭を下げて、額の下らぬやうにす
べし。以下頭を下ぐると云ふもの、皆之に倣へ。

立揖 上の如く、中啓を持ち、高く舉げ、又、上の如く下げ、少
し腰を入れ、少し躬を俛め、少し頭を下ぐるなり。

右の揖、諸書に見えず。事實に就きて、必無くて叶はざれば、
此の目を立つ。

小揖 坐揖の如くにして、手を舉げず、中啓を持ちて、膝上
に置きて、少し頭を下ぐるなり。

小禮 行歩きながら、神前へ向へる膝に片手をそへて、膝
と一勢に前に出して、つと突き、直に、後の片膝を前へ出し、
歩を止めずして行くなり。

退して、又四度拜か、手
八ッ拍ち、後ノ手を拍つ
なりと、荒木田ノ經釋解
主云はれたりト云ハレタ
リ。其ノ中ニ、八開手ノ
事ハ、詳ナラザレドモ、先
ハ今之ニ從フ。
一拜小拜ノ例證ハ上ニ舉
ゲタリ。
同揖ノ條
揖ハ、江家次第ニ、上拜
以下、各、於三階下二揖、辨
以下答揖、○乾面立一揖、辨
再拜一揖、右回經一本踏、
○向三參隨一小揖、參隨答
揖、○一揖而退、○大辨目
大臣、大臣小揖ナドアリ。

同開閉扉敬拜ノ條
有職家ノ附屬ニ曰ク、警蹕三聲ハ多シ。一聲、又ハ二聲ニテ止ム。

同祝詞拜伏ノ條
有職家ノ附屬ニ曰ク、祝詞案ヲ載グニ及バズ。持ヲテ拜スベシ。

神前を過ぐるるとき、他社にては、立揖するにや。其れも悪からず。且、舊き習にもあるべし。されども、二人三人、連きて過ぐるときは、先行の者立揖すれば、後行の者立止りて、之れを待つ如き、体裁の見よからぬことあり。これによりて、此の禮を制す。よく熟して行ふときは、最美しきものなり。
開閉扉敬拜 祭主、一拜して、階段に升らむとせば、一同、列の如く、中啓を持ちて、兩手を膝上に置き、祭主は、ま椽に升りて、拜伏せば、兩手をつき、祭主、御扉に手をかけ、琴師、管搔を始め、後取、警蹕を發せば、同一に、頭を下けて敬拜し、行事畢るまで、頭をあぐることを得ず。管搔、警蹕、三聲畢らば、行事をはれりと知りて、頭を擧げ、本に復す。
祝詞拜伏 祭主、祝詞案を開かば、一同例の如く、中啓を持ちて、膝上に置くこと前の如し。祭主、祝詞案を開持ちて、拜をせば、兩手をつき、祭主、聲を發せば、頭を下けて拜伏し、首

止ム。但、開持ヲテ拜ナム
レバ、コトニテハセズ。

同祓除拜受ノ條
有職家ノ附屬ニ曰ク、祓主、地、祓ヲ受クル人、共ニ拜スルコトナシ。互ニ揖スベシ。

めの拜詞畢りて、畏み々々も白すと申さば、頭をあけ、兩手は、元の如くつきてあるべし。此の時、肘を伸して居るべし。然ある。さて、終の拜詞を、畏み々々も白すとまをすとき、復、頭を下けて拜伏し、畢りて本に復す。
退手法 拍手法の如く、中啓を右側に置き、法の如く、兩手を擧げ、中分に開きて、二度拍ち畢りて、中啓を把りて一揖す。
祓除拜受 祓師、我が前に、向ひ來らむとせば、中啓を兩手にて持ち、膝上に置いて待ち、祓師來りて、坐せむとして、片膝をつくとき、其の膝と同一に、兩手をつき、祓師、大麻或は、鹽湯を持捧げて、一揖するるとき、其の頭と同一に、頭を下け、拜をかし、祓師、頭を擧ぐるときに、頭を擧げ、祓師、祓畢りて、復或は、鹽湯を持捧げて、一揖せば、同一に、頭を下け、同一に、擧げ、祓師、立たむとするとき、終の膝と同一に、兩手をあけて

本に復す。

列拜 副祭主、先、神前に進み拜伏す。神官、左右より一人づゝ立ち、同一に歩して、祭主の後に、二尺余去りて並坐す。次に左右より進みて、其の後に坐す。坐せば必拜伏す。衆皆、坐し畢るを待ちて、副祭主頭をあげ、中啓を持ち、手を膝上に置く。衆皆之れに同じくす。持そろへたる時、同一に再拜拍手す。作法、常の拜の如し。

行事

大麻行事 左方の祓師、小揖して法の如く座を立ち、行歩折行して、大麻案に向ひて進み、案前を四尺許去りて坐し、法の如く膝進し、一揖して、中啓を收め、復、膝進して、案前近く進み、先、右手を伸べて、麻串を採りて、少し、拔出し、左手を伸べて、右手の下を持ち、抜上げて前へ取り、膝退して復席し、大麻を下へ垂るゝやうに持直し、右手をは上げ、左手を

行事大麻行事ノ條
自願儀式、大祓儀ニ、神祇官頭一切麻、盃以上、上、史生、女官、史、五位以上、諸司、神部、訖、中臣禮讀、祝詞云々、祓舉行ニ大麻、次、撤ニ五位以上切麻、又、延喜式五ニ、神祇官五位中臣、進ニ御麻、史一人、行ニ麻於侍從五位以上云々、又北山抄ニ、内侍來者、御贖物持來、祓馬申立、神祇官頭一切麻云々、祝詞訖起座、次行ニ大麻云々、又、江家次第ニ、

神祇官引ニ大麻於公卿座、○葵ニ解除儀、祝詞、神祇官引ニ大麻、○祭主進ニ御麻、中臣女、進取ニ傳道、御助後、返給中臣女、○神師奉ニ大麻、下合、持ニ祝師、一擲一吻返給丁退出、○祭主、捧ニ御麻、授ニ中臣氏女云々、次、一吻一擲返給、又、御代始抄ニ、主上御手水の事有り。主水司是を供す。其後、大床子のまへの、平敷の御座に移らせ給ふ。神祇官、御あいの物を供す。官司、解除の詞奏す。是則、御麻の儀なり。公卿以下、各祓物をまへに置く。神祇官大麻をひく云々。又、大醫官使奉に、むかし、荒見河さいへるは、何れの流やらんしらす。今の祓は京都の西北に、紙屋川といふ有り。今世人がひ川と呼ぶ。此川の高橋のもさにて、祓を行はるれど、名目には、荒見河祓といふ也。其の儀、川はたに橋を立、悠延王基の行事の辨史、中臣、卜部著座し、辨史、大麻を擡て、息をか



は下けて、其の間五六寸はなるゝ許に持ち、右肘を十分に伸べて、先、あがり、斜に高く差上げ、腰を入れ、身を俛し、少し頭をさけて一揖し、其の形にて膝退して立ち、後歩し轉回して、神饌所に向ひて進み、入に、對ひて坐し、臺高きと大、一揖し、其の體をくづさず、にて、左右左と、祓清め畢りて、持ち捧げて、一揖すること初で、祭場に返り、祭場の中央より、二歩半許上りたる所に坐し、前の如く、左右左と、祭場を拂清め、次に祭主、次に副祭主、次に神官、次に伶人と、順次に祓畢りて、神前に向ひて、大麻を持ち捧げて立揖し、右向行歩折行して、初めの如く案前に至り、膝進して坐し、大麻を作方の如くして、本に復す。大

け、下部、其の大麻を地につきたてて、祝詞を讀、祝をなして、贖物を流し捨る也。次に御讀といふ事あり。云々。昔は、河邊に行幸ありて、行はれし、後世は、畏せられて、清涼殿の、靈御座に出御ありて行はる。其の儀、庭上に、御贖物、御麻を案にのせて置、宮主是を奉る。御贖物は、御巫取次で、中臣女是を奉り、御麻は祭主取次で、中臣女是を奉る。天子、是を撫給ひ、御息をしかけて、返し給ふ。其次に、開白にも贖物をまわらせ、開白も祝をなし給ふなりトアリ。云々、ニ大麻ヲ行ヒ、大麻ヲ引ク、切麻ヲ頭ツナド云ヘル、如何ニシケルニカ、詳ナラス。今ノ如ク、切麻ヲ散シ、大麻ヲ振ル事トハ聞エズ。指考フヘシ。江家次第ニ〇内人二人、一人持一人持(者云)源鹽湯一獻(大麻)云々〇於二第ニ島居下、用鹽湯大麻、參宮儀如上、云々、

麻は、ぬさとは、すべて、神に手向くる物を云ふ。祓のぬさは、罪穢を祓清め給へどて、神に奉るものなるを、それ、あさを多く出し、が本にて、罪穢を祓ふものにはあらざるを、何時の頃よりか、轉じて、貞觀儀式、江家次第なごに、切麻を頒つ。又、大麻を行ふなごある如く、なり來しものと見へたり。然れば、其の疑ひなきにあらざれども、今、普通に行ふ事なれば、こゝに取りつ。

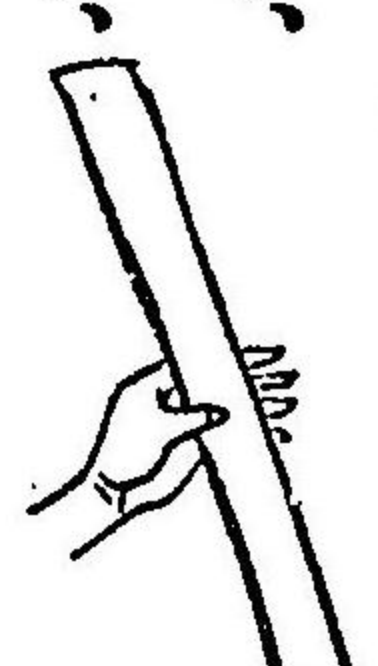
鹽湯行事 右法の祓師、上の作法に従ひて、鹽湯案の前に坐し、膝進して案に近き、此の時、極めて近かるべし。遠きを伸べて、鹽湯案の左脚を持ち、少し前へ引き、左手を出して、右脚を持ち、膝進して復席し、持捧けて一揖し、立ちて後歩し、大麻の作法に従ひて、神饌所に入り、神饌に對ひて坐し、鹽湯案を持捧けて一揖し、右手にて、案脚を固く持ち、極て固く持つべし。然らざれば、行事を失ふことあり。右手を伸べて、鹽湯案の左脚を持ち、少し前へ引き、左手を出して、右脚を持ち、膝進して復席し、持捧けて一揖し、立ちて後歩し、大麻の作法に従ひて、神饌所に入り、神饌に對ひて坐し、鹽湯案を持捧けて一揖し、右手にて、案脚を固く持ち、極は、行事を失ふ事あるべし。左手をはなして、案の中間を固く

持ち、右手をはなして、少し前へ引き、正しく舉げ、平に前へ出して、鹽湯器の上に至らしめ、正しく下て、案上の小榊を採り、此の手のあつかひ、此の如く、方な先の方を、鹽湯に少し浸し、左右左と、振り濯ぎて、祓ひ清め畢りて、榊を本の如く置き、手のあつかひ、初めに反す。兩手にて、案脚を持ち、初めの如く持捧けて一揖し、出で、祭場に返り、大麻の順次に従ひて、祓清む。

鹽湯は、古く書にも見へたれども、其の本を考ふるに、伊弉諾尊の、御身禊の古事より、起原せしものと思はるれば、鹽水を用るざれば、かなはざるべし。然れども、鹽湯と言ひならへるまゝに、さは云へれど、實は、鹽水を用ふるとなり。此の行事、他社にては用るずして、大麻のみと聞ゆるは、遺憾なるとなり。實は、大麻よりも、此の方なるべく思ゆかし。

手次、祝詞案手次ノ條
冷泉爲經曰、祝詞、開ニ
ル口上ノ覺書ナレバ、カ

ハ、アツカロニテ、イカ
ハ、アツカロニテ、イカ
ハ、アツカロニテ、イカ
ハ、アツカロニテ、イカ
ハ、アツカロニテ、イカ
ハ、アツカロニテ、イカ
ハ、アツカロニテ、イカ
ハ、アツカロニテ、イカ
ハ、アツカロニテ、イカ
ハ、アツカロニテ、イカ

祝詞案手次 装束師、祝詞案を囊に納れ、小案に上せて捧
持ちて、右方後取の左傍に至り、行歩右傍左向坐法を以て
坐し、小案を後取の前に置き、相共に小揖す。後取、中啓を收
め、右手を伸べて、囊の左端を採り、少し前へ引き、左手を伸
べて、囊の右端にそへ、すりて中間に進めて、これを持ちて
前へ取り、右手ははなして本に復し、
 左手にて
斜に此の如く持ち、復、相共に小揖す。
案を持ち、前の作法に反して座を立ち、捧持ちて去る。後取、
囊を左の膝上二寸許高く、囊口を右へ向け、少し斜に、平直
に持ち、右手にて、掛紐をはづし、囊口を開き、大指次指を以
て、祝詞案の巻端を摘み、引出して中間を持ち、前へ取り、左
手に持ちたる囊を、左側に少し放して置き、
さて、右手に持てる祝詞案を、先の方を、少し左へ向け、膝上
三寸許、高く斜に平直に持ち、左手を伸べて、之れを掌中に

近きときは、進
退に妨あり。

受け、指頭にて持ち、初の如く、少し斜に、高く之を持ち、右手
を本に復す。さて、祭主を見て小揖し、同一に立ち、行歩折行
して、祭主の左側にそひ、二尺餘去りて進み、同一に坐し、同
一に膝進し、右の手をつきて蹲踞す。祭主一拜し、畢らむと
するるとき、左膝より三步膝進し、少し右向轉回の意を用ゐ
て、祭主より、少し、前へ出づる許に、斜に坐し、祝詞案の下端
に、右手をそへて、斜にさし出す。
此の時、緩急度に適せむこと
きは、體裁を失ふ。心
を要すべし。度に適せざると
を、用ゐるべきなり。
渡し畢らば、前に反して、膝退して復席
し、両手をつきて坐す。祭主、祝詞を讀む間は、衆と同じく拜
伏し、讀み了りて、案を巻き畢らば、初の如く膝進し、祭主、祝
詞案をさし出さば、便に従ひて、左手を伸べてこれを採り、
こゝも亦、上の手次
に同じく意得べし。右手をそへて、持ちて復席し、初の如く、
左手にて斜に持ち、右手をつきて蹲踞す。祭主退去せむと
せば、同一に膝退後歩し、祭主と別れて、轉回行歩折行して、

本座に復す。さて、祝詞案を右手に移し、左手にて前に置きたる囊を採り、左膝の上二寸許高く持ち、右手にて、祝詞案を持ちながら、小指にて囊口を開き、祝詞案をさし入れ、紐をかけ、左手に移し、斜に持つこと初の如し。装束師、初めの如く、小案を持出で、作法の如くして、後取の前に居る、共に小揖す。後取、祝詞案を膝上中間に回し、右手にて左手の下を持ち、先の端を案上に上せ、左手をはなして本に復し、右手にて正しく上せ、畢りて、中啓を執り、共に小揖す。装束師、作法に従ひて、捧持ちて退く。

玉籤手次 装束師、左手を上にし、右手を下にして、玉籤の先の方を上げ、斜に持ち、作法の如くして、後取の前に至り、對ひ坐し、相共に小揖し、左右の手を持更へて渡す。後取、中啓を收め、便に従ひて、左手を伸べて、玉籤の中間を持ち、右手にて、下方を持ちて、之れを取る。装束師相共に小揖し、作

法の如くして去る。後取、副祭主を見て小揖し、同一に立ち、行歩折行して、副祭主の左側にそひ、二尺余去りて進み、副祭主と同一に膝進して坐し、副祭主、一拜して中啓を置かむとする時、法の如く、膝進して、副祭主より、少し前に出づるばかりに進み、膝進の法、祝詞案手次に同じ。斜に、本の方を、副祭主の方へ向けてさし出す。渡して、右手をはなして、膝頭につけ、其のまゝにて、膝退して、席に復し、中啓を執り、行事中、兩手をつきて居り、副祭主退かむとせば、同一に膝退後歩し、又、轉回行歩折行し、小禮して神前を過ぎて復座す。進退作法、すべて、祝詞案手次に同じ。

撤玉籤手次 左方の後取、副祭主の目するに應じて、小揖し、同一に立ちて、前へ進み、小禮して神前を過ぎ、折行して、祭主の左側につきて進み、同一に膝進して坐し、副祭主、玉籤を撤して復席し、之れを渡さむとするとき、膝進して、左

手を伸べて、上方を持ち、右手にて、下方を持ち、膝進して復
席し、副祭主、行事畢りて、退かむとせば、上法の如くして復
坐す。但、玉籤を持ちたれば小禮なし。時に装束師、初めの如
く出で来て、後取の前に坐し、同一に小揖し、後取、玉籤を持
かへて渡す。装束師作法の如く、受取りて去る。

諸式

献供式 傳供道は、左右相去る事、凡三尺たるべし。廣きと
きは、式亂れ易し。列座は、千鳥並びに並ぶべし。其の列座の
距離の如きは、祭場の廣狭と、手長の多少とに従ひて、見は
からふべきなり。今、十人の式を取出でて、其の概略を示す。
そは、先、祭主を除き、外九人、副祭主を手長々とし、八人を手
長とす。手長々、先立ちて、階下に進みて立拜し、階段の右方
につきて升り、上段に至り、膝歩して、はま様に上り、敬伏す。
其れより、二の手長、三の手長、以下、次ぎ々々に立ちて、傳供

階式献供式ノ條
冷泉爲註曰、覆面ノコト
ハ、佛家ヨリサツレルモ
ノナレバ、ナクテモアリ
ナン。但、御座ニナドハ、
昔ヨリアルヨレモ、書下
ヨニ見エシメ、コトコト
限ニアラズ
田中房尙曰、接スルニ、覆
面ノ事ハ、冷泉氏ノ言ノ
如シ。サレバトテ、息チ
カケテロシイトイフニ
ハアラズ。尙ヨク考ヘ給
ヘカシ。

道に進み、千鳥並びに並び坐す。八の手長、なほ、千鳥並びに、
神前に、向ひて坐し、九の手長は、八の手長と、神饌所との中
間に、神前へ向ひて坐す。作法、皆、上に同じ。坐すれば、即、兩手
をつく。敬慎の至なり。著坐し畢らば、同一に小拜し、直に、少
し躬を屈めて、斜に下に向ひ、法の如く中啓を収め、覆面を
あけ、同一に本の如く坐し、兩手を龜めて突て蹲踞す。時に
伶人、神饌歌を發し、琴笛をはるを待ちて、九の手長立て、傳
供を待つ。次々の手長、各用意す。調饌師、神饌を捧持て、神饌
所の口に立つ。九の手長、止立右向行歩法を以て行向ひ、正
立法を以て立ち、右手を舉て、饌案の左脚を採る。調饌師、左
手をはなして本に復す。手長左手を舉けて、右脚を採る。調
饌師、右手をはなして、本に復す。本に復すとば、本の如く、股
の折りめにつくるを云ふ。
手長、鼻頭より少、高めに捧持ち、右より一足半引きて立ち、
調饌師の立拜し畢るを見て、左向轉回行歩法を以て轉回

して、八の手長の前に行向ひ、法の如く立つ。八の手長、豫ねて用意し、右向止立法を以て向立ち、同一に左より一足半進み、法の如く立ち、八の手長、右手を擧げて、案脚を採るときは、左手をはなして、本に復し、八の手長、左手を擧げて、案却を採るときは、右手をはなして、本に復し、渡し畢りて、右より一足半引きて、法の如く立ちて立拜し、右向轉回行歩法を以て、轉回して歩し、本席に至りて、右向止立法を以て立つ。

八の手長、神饌を捧持ちて、同一に、右より一足半引きて立ち、九の手長の立拜し畢るを見て、左向行歩法を以て、左向して歩み、七の手長の前に至りて、左向止立法を以て立ち、七の手長と同一に、上の作法の如くして受渡し、法の如く足を引きて、立ちて立拜して、左向行歩法を以て、左向して歩し、本席に至りて、左向轉回止立法を以て、本の如く立つ。

七の手長、神饌を捧持ちて、法の如く足を引きて立ち、八の手長の立拜し畢るを見て、左向行歩法を以て、左向して歩し、此の時、左は下り、右は上る。同一に、足を出して、歩み初むることを要す。是、一つの美體裁なり。六の手長の前に至りて、右向止立法を以て立ち、六の手長と同一に、法の如く足を進め、法の如く受渡し、法の如く足を引きて、立ちて立拜し、右向行歩法を以て、右向して歩し、本席に至りて、左向止立法を以て立つ。

六の手長、法の如く足を引きて立ち、七の手長の立拜し畢るを見て、右向行歩法を以て、右向して歩し、五の手長の前に至りて、左向止立法を以て立ち、五の手長と同一に、法の如く足を進めて、受渡をなす。それより次々、五の手長三の手長は、七の手長の作法に従ひ、四の手長二の手長は、六の手長の作法に従ひて傳送すべし。そが中に、二の手長は、神饌を捧持ちて、階段を升るなれば、万一の過無からさして、手長々、神饌を捧け、膝歩して正面

に至りて、案の上に献り置き、一步半膝退して一拜し、又、左
 向膝退して復席し、次の神饌を受取り、前の作法を以て、左
 方に並べて献置き、其より次々、左右左右と献り置き、献り
 置く毎に、初めの如く拜して復席す。さて神饌を手次き畢
 らば、九の手長より始めて、次々本の席に復し、本の如く蹲
 踞し、手長々、復席するを待ちて、同一に小拜し、初めの如く
 身を斜にして、覆面を除き、中啓を執り、本の如く坐し、同一
 に小拜して、九の手長より始めて、左右一人づゝ、法の如く
 立ちて、復坐す。手長々、小拜して、膝退してはま椽を下り、階
 段を下りて立拜し、後歩折行して、本座に復す。
 一神社の献供の式を見しに、手長は、なほ、千鳥並びに列座
 し、神饌を受取り、捧持ちて正中に出で、神前に向ひて進み
 渡して後へ引き、列立せる道を返る。次々、皆此の如し。此の
 式、希しくおぼえて、其に随ひて改正せしことあり。斯くて

之れを試むるに、傳供道列坐の間、廣さ五尺あらざれば、正
 中を升りて、次の手長に渡すこと能はず。傳供道廣きとき
 は、何となく締りなく見え、はた、廣きときは、式亂れ易し。然
 のみならず、撤供式に至りては、神饌を捧持ちて、正中を下
 るときは、神前を背にすることとなりて、其の始め神前を
 避けて、列座したるも、其のかひなきこととなる。是れに因
 りて、用ゐずなりき。按ふに、別に進退法あるか。なほ、問はま
 ほしきことなり。又、列座のまゝにて、坐ながら手次ぐなり。
 甚、鄭重にして美しく見ゆ。然りながら、膝歩にて階段を升
 ること能はず。こゝに至りて、立たざることを得ざれば、正
 式には立難かるべし。

撤供式 此の式、進退作法、專、献供式に従ふ。唯、献供は、神饌
 を持捧けて上り、撤供は、持捧けて下る。献供は、渡して拜し、
 撤供は、拜して受く。献供は、覆面をかけ、撤供は、かけざるを

禮式、撤供式
 有願家ノ附屬ニ曰ク、供、
 撤供、覆面カケテ、可然、
 初ノ事ヲ共、同ジコトナ
 リ。
 按ズルニ、舊式ハ、祭アル
 ハ、カモシラレキド、神明、

既ニ研食シテノ後ナレ
バ、腹面ニ及バザルベシ。
カタルハ虚體ニシテ、實
ニカナハザルベシ。故、
本文ノマヽモス。

異なりとす。然れども、今、其の概畧を言ふべし。そは先、献供式の如く、手長々より始めて、漸次に、傳供道に進み、中啓を收めて、同一に蹲踞し、神饌歌、琴笛發するを待ちて、手長々、膝歩して神前に進み、一拜して、右方の終りの獻供を撤し、捧持ちて、本席に返る。二の手長、立ちて階段を升り、上端に至り、斜に向立ち、立拜して、神饌を受取り、捧持ちて、本席に返立つ。三の手長、二の手長の前に至り、前の如くして、神饌を受取る。此の如く、順次に傳送し、九の手長に至りて、之れを調饌師に渡す。調饌師、之れを神饌所に收む。手長々、撤せむとする毎に、正面に向ひて一拜し、終りの獻供より始めて、右左右左と順次に撤し、撤するに隨ひて、傳送し、畢り、さて、手長々、先、復席蹲踞す。手長、各々、漸次に復席蹲踞し、同一に小拜して、中啓を執り、再、蹲踞小拜して、九の手長よりして、復座すること、獻供式の如し。

此の二式、行歩、必、足の長さづゝと定め、進むも引くも、これを法とすべし。其の他、皆、歩法を固く守りて、違ふべからず。右二式、かく、歩法を嚴にするものは、祭奠の主意こゝにあり。體裁の美醜こゝにあるが故なり。凡、衆人の作行を等一にして、其の體裁をとゝのへむとするは、歩法にあり。歩法正しからざるときは、傳供道みたれ、或は狭り、或は廣り、或は本席より後れて立ち、或は本席より前みて立ち、衆人の進退行止區々にして、殆、小兒の戯に類せむ。神明之れを何とか見行さむ。例令は、神饌受渡しの時、一足半つゝ進む定なるを、其の足法の如くならずして、三寸進み過すときは、其の間狭くして、受渡ならず。又、一足半づゝ引く定なるを、三寸引き過すときは、傳供道を三寸はづるゝゆゑに、正しく本席へ返り立つこと能はず。三寸開きて立つことゝなりて、甚見にくし。然れども、自身之れを知ること無く、若、二

度之れをあやまつときは、六寸の違を生ず。一人此の如くなるときは、式大に亂れ、二人此の如くなるときは、式立たざるに至るべし。又、八の手長をして、轉回法に従はしむるものは、然せされは、正しく、本席に返立つことあたはざるを以てなり。九の手長をして、轉回法に従はしむるものは、然せされは、傳供道を、正しく、往返すること能はざるが故なり。總べて、手長諸をして、歩法を定めて、其の法に従はしむるものは、皆それごとくに其の理あり。これ歩法を嚴にする所以なり。

此の式、衆人手長となりて、手次を以て仕奉るは、何故ぞと云ふに、獻供は、各々、親しく神前へ獻る主意を表するなり。是の故に、手長、先、神饌を捧持ちて、次の手長に渡す。渡せば必拜をす。次々の手長皆然す。是れ手長々の、神饌を捧持ちて神前に進み、獻り置きて拜をすと、同一理なり。撤供は、こ

諸式獻供式ノ條
有職家ノ附屬ニ曰ク、受
渡ノ節、受取ル前ニ揖、渡
了リテ一揖スルナリ。
按ズルニ、舊式、然モアル
カハ知テ下モ、獻供ハ、
各、獻ル主意ナレバ、渡シ
テ、拜スルハ、論ナケレド、
受取ル前ニ揖スルハ、相
互ノ上ノ、圖ノミトナル
ヘク思フ。故、本ノ儀ニス。

れに反して、各々親しく、神前へ進みて、撤する主意なり。故に、手長々の、神前へ進みて拜をして、撤するに准ひて、次の手長、手長々の前に進みて、拜をして之を受取り、次々の手長、皆然するなり。よく此の意を得て、慎みて仕奉るべきなり。

凡、祭奠は、神饌を獻るを以て本とす。彼の式、此の行事など、種々あるも、皆、神饌を獻るにつきての事なり。されは、此の式は、殊更に恐敬を盡し、作法を嚴にせずはあるべからず。是を以て、上に大方は詳悉せれども、なほ、書は意を盡さゞれば、こゝに其の圖を出して、解り易からしむ。

因に云ふ神饌は從來の例もあれども今延喜式の祝詞に據りて其の順次を定む。本書一定ならざれども全篇を比較して其の多き方に從ひて定めつ。
第一御服、こは明妙照妙和妙荒妙とあり。今は絹麻布を代用す。無きときは綿苧を用うるも妨なし。此は別臺に上せと混せざらしむべし。

第二器財、こは楯戈御馬などあり。これは闕くも妨なし。

第三御酒、こは清酒を用う。

第四稻、こは和稻荒稻とあり。今は舊例に隨ひて鏡餅に代ふ。小祭には洗米を用ゐて宜し。

第五山爾住物、こは毛乃和物毛乃荒物とあり。和物は雉鳩又山に住む物ならねど鷹野鴨の類を用う。荒物は猪鹿の類なれども闕くとも妨なし。

第六大野原爾生物、こは甘菜辛菜とあり。甘菜は芹薺蕪菁牛蒡胡蘿蔔の類辛菜は菜菔薑蓼の類あるにまかす。

第七青海原爾住物、こは鱒乃廣物鱒乃狹物とあり。狹物は鯛鮠鯡鯖の類の小魚廣物は鮪鰯の類の大魚なり。これもあるにまかす。

第八奥津藻菜邊津藻菜、こは昆布滑海藻稚海藻の類あるにまかす。

此の他鹽水或は果蔬製果の類例に任せて供ふるも妨なけれども先上の諸物を供へ畢りて後に供ふべし。

右諸社の舊式もあるべけれどもそは今尋得べきにあらざればかくは定むるなり。抑神饌は神事につきては最第一のものなること既に言へるが如し。此の故に調饌師たるもの殊更に一身を清淨にし淨器に淨水を十分に貯置きさて調理を始むべし。例の如く胡蘿蔔菜菔牛蒡の如き長き物は本末を切り中間のよき所を取り其の他の物もすべて頭尾と龜皮とを去り用意せる水を以て丁寧テイテイに洗

淨し、又、絹布の如き、洗淨し難きものは、清き綿を以て、拭ふべし。さて、其の品によりては、齋緒を掛けて、結ぶべし。其の緒を縫るとて、知らず識らずに、唾などつくることあり。よくよく心を用うべきなり。

獻玉籤奏祝詞式 先、裝束師、玉籤を持出で、左方後取に渡す。又、一の裝束師、祝詞案を持出で、右方後取に渡す。祭主、左方後取の玉籤を持ち、右方後取の祝詞を持ちて、小揖するを待て、同一に立ち、行歩折行して、神前に向ふ。後取、左右より同一に立ち、行歩折行して、祭主の左右、二尺餘去りて進む。祭主坐して、二歩半膝進して、席に着く。後取、同じく坐し、膝進して、蹲踞す。祭主、一拜して、笏を右側に置く。左方後取、之れを見て、膝進して、玉籤を、右手を上、左手を下に持更へ、便に隨ひて、祭主の右方より手次ぐ。祭主、右手を伸べて、之れを取り、後取、即復席す。祭主、左手をそへて、玉籤を前

諸式、獻玉籤奏祝詞式ノ條
冷泉爲細白、祝詞白ストキ中啓、未讀ヲ持ツコトハ必持ツベキモノナリ。ソノ故ハ、祝詞ハ口上ノ草案ナレバ、表面ノモノニアラス。ヨリテ、必、肩ヲ持テフルモノナリ。風アラストモ、必持ツベシ。

へ取り、右手を舉げて、中間を取り、左手を下して、本を持ち、右手の肘を、十分に伸べて、大麻の作法の如く、先の方を高く斜に持捧けて一揖し、又、これを前へ取り、左手を舉げて、右手の下を持ち、左へ取りて、肩と同等に斜に持捧け、右手を伸べて、膝前の正中につきて一拜す。此の拜、熱せされば、頭手につかず。此の如くすること、兩度、三度めに、前の如く持捧け、其の體をくづさず、膝歩して、玉籤案近く進み、少し腰を伸べて、玉籤筒にさし、左手を引き、左の膝頭につけ、右手にてよく正しく立て供へ、右手を引き、右の膝頭につけ、膝退して復席し、右側の笏を取りて一拜す。此の時、右方後取、膝進して、祭主の左方より、祝詞案を手次ぐ。祭主、便に隨ひて、左手を伸べて、其の中間を持ち、前へ取り、中啓或は笏を持ちそへ、膝頭と同等に、體と共に左方へ回し持ち、案端に中啓を持ちそへて、風ある時の左手にて、之れを開き、膝頭と同等に、前

へ回し、両手をさし伸べて一拜し、此の時、頭は下り、手は上るかざらむことさて、頭を上げ、體を固め、祝詞案を、鼻頭と等しく持捧げ、呼吸をととのへ、さて、聲を發し、初の一二言を微音に、漸々に聲を張りて、大音に讀むべし。然らざれば、長き祝詞は、讀まれぬものなり。さて、又、神名、或は恐惶言、或は祈願の語等は、少し恐敬の意あるべし。讀畢る聲と共に、體を俯し、頭を低けて、拜伏すべし。此の時、また、案の床につきて、頭を上げ、案を前へ取り、初の如く、左方へ回して、之れを卷き、時宜によりて、左手に持ちて、之れを後取に附し、其れより、法の如く、再拜短手、或は四拜八開手をうち畢りて、膝退後歩折行して、本座に復す。後取、亦、同じく膝退後歩し、左右同一に轉回行歩折行して、本座に復す。裝束師、小案を持出で、法の如くして、祝詞案を受取りて去る。こゝの玉籤を獻る式に、左右の手のはこび、又、肘を伸し、持捧ぐなと言ふ

ものは、其の体裁をして、美からしめむとてなり。又、再三持捧げ、二度まで、拜をするは、此の事の起原を考へ、其の情實を思ひみれば、彼の石屋戸の前にては、一度二度ならず、幾度かは持捧げ、幾遍かは祈禱ぎ奉りけむ。今も其の古事を學べるなり。形容に過ぎ、虚飾に涉るなと勿咎めそ。

同略式 預ねて、祝詞案を懷中して、神前に進み、一拜し畢りて、中啓を左手に移し、右の手の大指次指にて、祝詞案の上端を摘みて引出し、復、中間を持ちて、拔出して之れを前へ取り、中啓に持ちそへ、本式の作法の如くして、之れを讀み、畢りて、左方へ回して、故の如く、之れを捲き、中啓を持ちそへて、膝上に舉げ、中啓を左手に移し、右手にて、祝詞案を持ちて懷中に收む。餘は、本式の如し。

又、獻玉籤式 副祭主、後取の玉籤を持ちて、小揖するを待ちて、同一に立ち、右より一足を進め、直に、右向折行六歩に

して、左向折行して、神前に向ひ、更に、左向折行二足半にして坐し、法の如く膝進して坐し、慎みて、一拜し、畢りて、中啓或は笏を置く。此の時、後取、玉籤を手次ぐ。副祭主、便に隨ひて左手を伸べて之れを取り、次に上の作法の如くして、之れを供へて、復席して、中啓を執り、再拜拍手、法の如くし、畢りて、膝退後歩折行法の如く歩して復座す。後取亦同じく復座す。

撤玉籤式 祭主立ちて、作法の如く、行歩折行して、神前に進む。左方後取、同一に立ちて、法の如く行歩して、祭主の左傍に、少し下りて坐す。祭主、膝進して、坐して一拜して、笏を右の側に置き、更に膝進して、案前に至り、右手を伸べ、左手をそへて、玉籤を撤して、前に取りて復席し、右手を伸べて、持捧けながら一揖し、左手に持ちて、後取に附す。後取、進みて之れを受取り、復席す。祭主、再拜拍手し、畢り、膝退後歩折

行して、本座に復す。後取、亦、上の作法を以て復座す。裝束師出で、法の如くして、玉籤を受取り去る。次に副祭主進む。右方後取、亦、同じく進む。副祭主、同作法を以て、玉籤を撤して、後取に付け、再拜拍手して、法の如くして復座す。後取、亦、同じく復座し、裝束師、玉籤を受取りて去ること、上に同じ。玉籤は、他社にては、献るは、祭主献りて、撤するは、祭主は關らざるにや。然ては、謂ゆる、始ありて終なきものゝ如し。今は、献供の例にならひて、祭主、之れを献りたるは、亦、祭主、之れを撤し、副祭主献りたるは、副祭主撤することとするなり。

昇殿式

祭主昇殿式 祭主、報鼓を聽きて、齋室を立ち、淨水所に就きて、盥嗽し、筵道を経て、階下に至り、右向止立して立揖し、昇階して進み、祭場下に至りて、亦、立揖して祭場に上り、二

歩半進み、坐して一拜し、立ちて左足を一足引き、便に從ふなり。右祭場の左なり。右向行歩し、左方の隅に至りて、左向折行して、左方の上席に至り、左向著座す。

副祭主昇殿式 祭主に、二十歩許後れて、齋室を立ち、盥嗽して、蕙道にかゝり、祭主と同作法を以て、昇殿して一拜し、立ちて右足を一足引き、左向行歩し、右方の隅に至りて、右向折行して、右方の上席に至り、右向著座す。

神官昇殿式 副祭主に、二十歩許後れて、二人同一に立ち、淨水所に就て盥嗽し、左右に相並びて、蕙道にかゝり、身體を固め、足なみをそろへ、徐歩して階下に至りて、右向止立法を以て立ち、此に至る少し前より、内を行く者は、小歩し、外を行く者は、大步するにあらざれば、同一に並び立つこと能はず。二人並び、立揖式に従ひて立揖し、相共に、内方の足より、階を升りて進み、祭場下に至りて、前の如く立揖し、上と同じく、足を舉げて上り、三步半進みて、正坐法を以て

坐し、同一に一拜し、立座法を以て立ちて、相共に、内方の足を、同一に一足引き、左方の者は、右向行歩法を以て、右に向き、右方の者は、左向行歩法を以て、左に向き、同一に歩を出し、左右の隅に至り、左方の者は、左向折行法を以て折行して、左方の次席に至りて、左向著坐法を以て坐す。右方の者は、右向折行法を以て、折行して、右方次席に至りて、右向著坐法を以て坐す。此の式、蕙道にかゝるより、著座に至るまで、足なみは更なり、總べて、同一にして、分寸の違ひなからむことを要すべし。

二人並び昇降は、當社の舊式なり。作法よく整ふときは、其の體甚美し。然れども、其作法をよく知り、其の作行に熟せざれば、其の美をなすこと能はず。その美をなすとなさざるとは、歩法の整ふと整はざるにあり。假令は左右折行、左右著座法の如き、足なみよくそろひ、歩法よくととのふ

ときは、左右遠く離るゝとも、遅速なく同一に折行著座して、其の美をなすなり。

降殿式

降殿式祭主降殿式
有職家ノ附箋ニ曰ク、退
手畢リテ、祭主一拜シテ
座ヲ立ツヘシ。
按スルニ、退手拍チテ一
揖スルコト、上ノ退手ノ
下ニ云ハル如クナレバ、
コトニテハ拜セズ。立チ
テ、神前ヘ向ヒテ拜スル
コトトス。

祭主降殿式 祭主、退手畢りて、下方の足より立ち、左向折行して、左方の隅に至り、右向折行して、正面に至り、右向止立して、神前に向ひ、坐して一拜し、立ちて右足を一足引き、左向轉回し、復、祭場を下りながら、左向轉回して、神前に向ひ、立ちて立揖し、右足を一足引きて、左向轉回行歩して、階を下り、左向轉回して、神前に向ひて立揖し、左足を一足引き、右向行歩して、筵道を経て齋室に返る。

副祭主降殿式 祭主と同作法を以て、座を立ち、右向折行して、右方の隅に至り、左向折行して、正面に至り、左向して神前に向ひて止立し、坐して一拜し、祭主と同作法を以て降殿す。

神官降殿式 退手畢り、次席の神官、左右相共に、小揖し、相共に下の足より立ち、同一に、下の足を一足出し、左方の神官は、右足を舉げて、左向折行して、左方の隅に至り、右向折行して、正面に至り、右方の神官は、左足を舉げて、右向行歩して、右方の隅に至り、左向折行して、正面に至り、左方は、右向止立し、右方は、左向止立して、同一に坐して一拜し、立ちて、同一に内方の足を一足引き、左方は、右向轉回し、右方は、左向轉回し、復、左方は、右向轉回しながら、祭場を下りて、神前に向ひて立ち、一拜して、立ちて、内方の足を引くより、同一に立揖し、又、同一に内方に足を引き、左方は、右向轉回行歩し、右方は、左向轉回行歩して、階に至り、階を降り畢らむ時に、祭場を降る時の作法の如くして、轉回して、神前に向ひて立揖し、又、同揖に内方の足を引き、相共に右向行歩し、此時、内を行く者は小歩し、外を行く者は大歩して、三四歩にして相並ぶことを要す。筵道を経て、齋室に

入る。次々の神官、皆同作法を以て降殿す。

轉回止立、轉回行歩の二法は、嚴に過ぐるに似たれども、此の如くせざれば、轉回して、正しく神前へ向ふこと能はず。又、此の如くせざれば、左右等一にして、其の體裁をどよのふること能はざるを以てなり。これ、止むことを得ざるゆゑよしなり。人或は、之れを聞きて、そは、然ばかりのことは、然ばかりむづかしくせずとも、必なるべしと言ふ者あらむか。そは、然思へるものは、然せざれば、決して、成らざることを知らざるものにて、其の成ると思へるは、むた足をするか。若は、行道を曲ぐるか。若は、神前へ正しく向はざるかにて、不敬か、不體裁かの、二つを免れざるものとすべし。

開閉扉式

開扉閉後取進退式 一の裝束師、鑰を、函入りのまゝ捧持ちて、左方後取の前の少し左傍に至り、此は、裝束師、神饌所より出で、行くときは、

開閉扉式開扉後取進退式
有職家ノ附屬ニ曰ク、後取少シ俛ニ及バズ。正頭シテ升ルベシ。
按、俛身スルモ、恐敷ノ體ナレバ、雖ナカルベク思ユレバ本ノマヽニス。

此の方位になるなり。 右傍右向坐法を以て、後取に對向して坐し、函を前に置く。後取、同一に小揖して、中啓を收め、右手を伸べ、又左手を伸べて、其の函を採り、持捧けて前に置き、兩手にてかけ紐を解き、蓋の兩端を持ち、少し上げて左傍に置き、右手を以て、鑰の柄の本を持ち、少しあげ、左手を、下へさし入るゝ如くにして、其の未を持ち、之れを前に採り、先をあけて、斜に身にそへて持つ。裝束師、右手を伸べ、又、左手を伸べて、蓋の兩端を持ち、之れをあけて、函に蓋をし、さて本の如く、かけ紐を結び、同一に小揖し、持捧けて、正座左傍右向立座右行歩法を以て、行歩して去る。又、同時に一の裝束師、祝詞案を、小案に載せて捧持ちて、右方後取の前の少し右傍に至り、行歩右傍左向坐法を以て、後取と對向して坐し、小案を前に置く。後取、同一に小揖し、上の祝詞手次法と、同ト作法を以て、受取り、裝束師、亦、上と同作法を以て、小案を

捧持ちて去る。時に、左右後取、同一に小揖し、祭主、副祭主と同一に、下膝より立ち、下足より初めて、左右より三步つゝ前へ歩し、左方は、右向折行し、右方は、左向折行して、兩祭主より、二尺餘り去りて、後につきて進み、兩祭主と同一に坐し、同一に膝進し、同一に一拜して、蹲踞す。副祭主坐を轉し、祭主坐を轉じて、神前に向ひ、一拜し畢らむとするとき、右方の後取、二歩半膝進して、副祭主と、祭主との間へむけて、祝詞案を手次ぐ。祭主、左膝を開きめに少し引き、斜に身をそはめ、左手を伸べて、之れを受取る。これは、左に副祭主ありて、所狭きを以てなり。後取、渡し畢らば、復、二歩半膝退して、本席に復す。祭主讀了り、案を捲き畢らば、前の如く膝進して、左手を伸べて、之れを受取り、右手をそへて持ち、復、前の如く膝退して、本席に復して、之れを懷に收む。祭主、祝詞を奏し畢りて、副祭主と共に、升階せむとするとき、左右後取、同一に立ちて、階下に

至りて、蹲踞す。これは、兩祭主、行事中、万一の咈悟の祭主、御屏の前に進みて一拜し、轉回して、副祭主と、相對ひて坐するとき、左方の後取立ちて、階段の左方につきて、少し身を僂して升り、上段に至りて跪き、小揖して鑰の本の方を、先へ向けて手次ぐ。祭主、便に隨ひて、左手を伸して之れを取る。後取、左に向ひて、跪きて待つ。祭主、鑰の行事畢りて、復席し、鑰を左手に持ちて、さし出すとき、後取小揖して、右手を伸べて、之れを採り、左手をそへて、持ちて前へ取り、小揖して立ち、前の如く、僂身横歩して、階を下り、右向止立して、右方の後取と並ひて蹲踞す。然て、祭主進みて、御扉を開かむとせば、琴師の菅搔に合せて、相共に警蹕を發すること三聲、祭主、行事畢りて、階を下らんとするとき、同一に立ちて、左方は、右向轉回行歩法を以て、歩して、本席に至り、右向轉回止立法を以て、轉回して坐し、右方は、左向轉回行歩法を以

て、歩して、本席に至り、左向轉回止立法を以て、轉回して坐し、相共に蹲踞す。祭主、下りて復席し、副祭主と共に、拜し畢るを待ちて、同一に膝退後歩し、左方は、右向轉回行歩法、右方は、左向轉回行歩法を以て、同一に轉回行歩し、本座の前に至り、左方は、右向折行法、右方は、右向折行法を以て、左右同一に行歩して、本座に至り、左方は、左向著坐法、右方は、右向著坐法を以て、同一に坐す。此の時、一の裝束師、鑰函を捧持ちて、前の如くの作法を以て、左方の後取の前に置き、同一に小揖し、裝束師、先、右手を伸べ、次に左手を伸べて紐を解き、左右の手を同一に出すべからず。體裁甚見にくし。蓋を採りて、左傍に仰向けて置き、函を少し前へ出す。後取、鑰の先の方を、函に入れて、左手を引きて本に復し、右手にて正しく納め、右手を伸べ、又左手を伸して、蓋を採りて、函に蓋し、本の如く紐を結び、畢りて、少し前へ出し、中啓を執りて、同一に小揖す。裝束師、前の

如くの作法を以て、捧持ちて去る。又、一の裝束師、小案を捧持ちて、右方の後取の前へ置く。作法、亦、初の如し。後取、豫ねて、作法の如く、祝詞案を囊に收めて、左手に持つ。相共に小揖して、作法の如く、之を小案の上に置き、中啓を取りて、同一に小揖す。裝束師、初の如くの作法を以て、捧持ちて去る。琴師、并、使童進退式。琴師、使童に向ひて、眼くはせず。使童、琴師の前に至り、相對ひて坐し、相共に中啓を收む。琴師、右手を伸べて、琴の本を持ち、左手を伸べて、其の末を採り、之れを使童に渡す。使童、左手を以て、其の本を採れば、琴師、右手を引き、使童、右手を伸べて、末を採れば、琴師、左手を引き、受渡正しく畢りて、琴師、中啓を取りて小揖し、衆と共に立ち、下の足より歩して、前へ進み、正面に至り、右向折行して、後取より、亦、二尺餘後れて、正中に立ちて進み、衆と同一に、正坐法を以て坐す。使童、亦、琴師と同一に立ち、琴を胸前に

平に持ち、琴師より少し下りて、左傍につきて歩し、琴師と共に坐し、共に膝行し、琴師一拜し畢らむとする時、立ちて、琴、左右へ支へて、膝行す 三步半進み、右向轉回して、琴師と斜に向ひて坐す。琴師、中啓を置き、左膝を少し開きめに引き、身を斜にして向ひ合ふ。此の時、使童、琴を右へ斜にやる。琴師、右手を以て本を採り、左手を伸して末を採る。採るに従ひて、使童手を引く。琴師、受取りて、之れを右に大やりにやる。これらは、所狭くして、取り回すこと能はず。又、使童の復席に妨あるを以てなり。 使童、此の機会を外さず、左膝を一步し、左向轉回膝退して、復席す。琴師、亦使童の膝退するを待ちて、琴を左へやり返して、正しく前に据う。さて、祭主進みて、御扉を開かむとするとき、警蹕に合せて、管搔を奏す。祭主、副祭主、行事畢りて、階下に下り坐し、再拜拍手す。此の間に、琴師、回顧して、使童に眼くはせし、琴を舉げて、右方へやる。使童、此の機会に乗りて、右膝より

三步半進み、轉回して、斜に琴師に向ひて坐す。琴師、琴を左へやり返して、之れを使童に渡す。使童、右手を伸べて、末を執り、左手を以て、其の本を取る。琴師、渡畢りて、中啓を執りて一拜し、膝退行歩すべけれども、所狭ければ、直に立ち、右向轉回行歩し、又、右向折行して、本座に復す。使童、又、琴師と同一に立ち、後につきて歩み、琴師の前に至りて坐す。琴師、中啓を置く。使童、琴を舉げて、琴師に渡す。琴師、右手を伸べて、其の本を執り、左手を伸べて、其の末を持ち、之れを前に取りて、正しく据え畢りて、中啓を執る。使童、又、同トく中啓を執り、相共に小揖し、使童立ちて去る。

開扉式 先、典儀、開扉を告ぐ。祭主、副祭主、唯ナと言ふ。裝束師、鑰を捧持ちて、左方の後取に傳ふ。又、祝詞案を、右方の後取に傳ふ。琴師、又、琴を使童に附す。作法、皆、前條の如し。左方の後取、鑰を持ち、右方後取、祝詞案を持ち、使童、琴を受取り畢る

を待ちて、祭主、副祭主、目くはせず。後取、琴師、之れに應ず。祭主、副祭主、左右同一に立ち、下へ向ひて、折行五六歩、こは、神前に進み、行事畢れば、膝退後歩して、退く例なるを、かくせざれば、又、進退道と同じくすること能はず。式立たざるを以てなり。前へ向ひて、折行五六歩、神前へ向ひて、折行二歩半にして、坐し、復、膝行して、拜席に至りて、正座法を以て座す。左右後取、作法に従ひて、兩祭主と同一に立ち、左右より同一に歩し、折行して、兩祭主の後につきて進み、同一に坐し、同一に膝進して著座す。琴師、亦、同一に立ち、同一に歩し、後取より二尺餘去りて、正面に坐す。琴師、一拜して、中啓を置くを待ちて、使童琴をあけて、琴師に傳ふ。琴師、受取りて、前に置く。使童膝退して、席に復す。作法、亦、前條の如し。

祭主、副祭主、一拜し畢りて、副祭主、左方へ、膝を二歩半進め、右向轉回して、東面して蹲踞す。祭主、同一に膝を二歩半進め、轉じて正面に坐して一拜す。右方後取、膝進して、祝詞案

を手次き、膝退復席す。祭主、祝詞を奏す。一同敬拜す。奏し畢りて、之れを後取に附す。後取進みて、之れを受取り、復席して、之れを懷にす。祭主、再拜短手し、畢りて、右方へ二歩半膝を進め、左向轉回して、副祭主と對向して坐す。

祭主、副祭主、相共に小揖して、笏或はを側に置き、覆面をか
中啓け、左右より膝を進めて、轉じて神前に向ひ、一拜して立ち、鞠躬して階の兩端を升り、上段に至り、膝歩して、はま椽に上りて坐す。左右後取、亦、同一に立ちて、階下に進みて並座す。

祭主、副祭主、一拜して、○○○○○○を三遍唱へ、相共に膝歩して、左右に分れ、轉回し、對向して、坐して小拜す。左方後取、立ちて、少し身を俛して、階の右側につきて升り、上段に至りて、跪きて鑰を持捧げ、祭主に傳ふ。祭主、左手を以て之れを採り、右手をそへて、之れを持ち、膝歩して扉前に

進み、一拜して、鑰の行事仕奉り、一拜し畢り、右向して膝歩し、轉回して復席し、鑰を後取に附す。後取小揖して、之れを受取り、復、小揖して立ち、前の如く、躬を俛して、西面横歩し、階を下りて、席に復し、小拜して、本の如く蹲踞す。作法すべて前條の如し。

祭主小揖して、膝歩し、左扉の前に進みて、一拜し、腰を聳して膝立し、右手を伸べて、高く上げて、御扉の中間以上を採り、左手を伸べて、中間以下を採り、身を俛して、膝を引きながら之れを開き、此の時、顔を外向けて、殿内を見る。開き畢りて、慎みて敬拜す。副祭主、亦、小揖し、膝歩して、右扉の前に進み、一拜し、同じく腰を聳し、膝立して、左手を上げて、御扉の上方を採り、右手を伸べて、下方を持ち、同じく引きて、之れを開きて、敬拜す。又、相共に小揖して、左右より膝歩して進み、轉じて神前に向ひ、並坐して一拜し、同一に右手を伸

べて、御簾の下端を採り、左手を伸べて、持ちて之を捲き、捲くに從ひて、漸々に立ちて、之れを捲き、捲上げ畢りて、左手を引きて、左膝につけ、右手を引きて、右膝につけ、身を俛して、法の如く坐し、此の間、或は俯し、或は仰ぎて、殿内を見ることを禁ず。一拜して、左右に分れ、膝歩轉回して、對向して蹲踞す。

祭主、一拜して、右向轉回膝歩して、左殿へ向ひて進み、左扉の前に至り、左向轉回して、西面して坐し、一拜して左扉を開き、一拜し、更に膝歩して、右扉の前に至り、右向轉回して、正坐し、一拜して右扉を開き、一拜し、復、左向轉回膝歩して、左殿左扉の前に至り、西面して蹲踞す。副祭主、一拜して、左向轉回膝歩して、右殿へ向ひて進み、左扉の前に至りて座し、一拜して左扉を開き、一拜し、更に進みて、右扉の前に至り、右向轉回して、東面して坐し、一拜して右扉を開き、一拜し、復膝歩して、正殿、右扉の前に至り、祭主と對向して蹲踞す。

大嘗會儀に、警障は殆どをたふさ訓して、天子出御の時など、人々つしめよとのいしめに、近衛の將監を上げて、な、い、さよばるゝなり。然るを、今の世、な、さばいはすして、直に、けいひつよばるゝは、誤なりさいへり云へり。されば、是、吹聲の類なるべし。

此の間、後取、警蹕し、琴師菅搔を奏し、衆敬拜す。祭主、副祭主、相共に小揖して、膝を轉じて、神前に向ひて、並坐して一拜し、外方の左より引きて、はま椽を下り、階段に立ち、初の如く鞠躬して、左右對向、横歩して階を下る。左右後取、亦同一に立ち、行歩轉回して、席に復す。作法前記の如し。

祭主、副祭主、階下に下り、並坐して一拜し、左右へ分れ、膝歩轉回して、對向して坐し、小揖して覆面を除き、笏或はを執り、復、小揖して、左右より膝を進め、轉じて神前に向ひ、並坐し、再拜拍手す。琴師、同一に一拜し、中啓を收め、琴を舉げて、使童に附す。使童膝進して、之れを受取る。琴師、中啓を執り、一拜して立ち、後歩折行して、復座す。使童、琴を擔ひて、後に從ひ、琴師の前に至り座し、琴を、琴師に傳ふ。琴師之れを採る。使童、小揖して退去す。作法、皆前記の如し。

閉扉式 總べて、開扉式に同じくして、鑰の手次、鑰の行事なし、又、開扉は、左扉を先にするを、閉扉は、右扉を先にするを、異なりとす。

他社、開扉閉扉には、祝詞の式無しとか。愚按ふに、神明、赫々として殿内に御座す。何ぞ、告奉らずして、御扉を開くことを得べき。若、告奉らずして御扉を開かば、其の禮何所にかある。是れ此の祝詞ある所以なり。

右筆記するものは、全く獨得に出でたるを以て、必しも善しとは言難し。然れども、是れをよく習熟し、此の進退作法を以て、事に就きなば、假令や、祭式は、時に隨ひて變改すとも、何の式か爲得さらむ。何の行事か行ふこと能はざるべき。これ、予が、自許して、衆に向ひて、習禮せしむる所以なり。衆其の意を得て、此の書に據り、時々復習し、なほよく熟練して、進退度に適し、動作亂れず、神もあはれと見そなはす

べく、祭典美しく仕奉らなむと、心の底ひ思凝りつゝ、かく
ものせるは

權田直助也

追加

後歩左向轉回行歩法 法の如く後歩し、左足を、右足の跟
へつけ、曲尺形にふみする、右足を擧げて、左へふり回して

歩むべし。此は、後取、祭主と共に、膝退後歩して
別るゝとき、の歩法なり。次も同じ。

後歩右向轉回行歩法 上法に反對す。

行歩右傍左向坐法 左向せむとするとき、先、左膝を、右方
へふりむけながらつきて、強く腰を入れて、右膝を體と共

に左へふり回して、左膝に並べて座す。此は、裝束師、祭具を、
後取へ傳送するど
きの坐法な
り。次も同じ。

行歩右傍右向座法 右膝を、右方へふり向けながらつき、

強く腰を入れて、左膝を、體と共に右へふり回して、右膝に
並べ座す。

正座左傍右向立座右向行歩法 左膝を、左方へ大きく開
き、腰をすゑて、右膝を、體と共に、右方へ引き回しながら立

ち、足を左足に並べ、直に、右向行歩法に従ひて歩す。

正座右傍左向立座右向行歩法 上法に反對して立ち、上法と同じく歩す。右二法は、裝束師、後取より祭具を受取りて、退くときの立坐法なり。

歩法大則

左へ向くには、左足を引き、右へ向くには、右足を引く。

ふり向くには、シキツカガ上字形。右ふり回るには、カ曲尺形。



膝歩法大則

左へ向くには、左膝を引き、右へ向くには、右膝を引く。

ふり向くには、カ曲尺形。右ふり回るには、上上字形。



作行八勿

著座 體を側むること勿れ

膝歩 體を曲くること勿れ

行歩 身を僂むること勿れ

行歩 身を反すること勿れ

折行轉回 歩を止むること勿れ

進退作行 空足すること勿れ

傳供 鼻より低く持つこと勿れ

同 兩手を同一に出すこと勿れ

祭典式終

祭典式跋

人の相交るたに、必、禮あるを、まして、神の御前に仕へまつらむを、禮とは、そのまを、ろの、かたちにあらはれたるをいふなれば、しわざふるまひのみ、いかんや、く、しけなりとも、心まことならずば、正しき禮とはいふべからず。又、こゝろこそはまことにもあれ、しわざふるまひや、しけに見え、のりにもかなはざりせば、それはた、まことの禮といふべしや。そも、く、祭祀は、千早振神代より行はせられ、末の世に至るまで、上は大朝廷にて、皇宗 皇宗の神々、八柱の神等をはじめ、御代々々にいさをおる神等をまつり給ひ、下はもろくの氏人、れのがじ、その祖先ともていつく神をいはひまつりて、年毎月並の禮代なを、怠ることおなかりけり。これを我が國體の、万の國にたちまさりて、いと尊きひとつにはありける。我が 阿夫利神社は、大山祇神、大雷神、高麗神三柱をいつきまつりて、皇室の御祖神とは、淺からぬゆゑよしさへおはします神なれば、諸人のたふとみ敬ふ心もいと深く、ま

うする人は、幾万といふ數をも知らず。されば、とり行ふ御祭のわざも、月毎日毎に絶ゆるひまなければ、故のやしろつかさ權田直助翁、世にいまをかりし頃、この御祭の式、何くれとなく定められ、正しく神に仕ふる道をしも、教へさとされき。ををしるしたるなむ、すなはちこの書にはありける。いでや御祭の式は、さはかり重きことなるを、この式にたにしただがは、神のみいづをけがしまつらむうれへもなく、おのが心の誠をあらはし、又、その心をも、おのづからまことならしむべくなむ。かゝれば、この式を我が御社のものとのみ、ひめたかむよりも、ひろく世の人に示して、翁の志をつらぬかしめ、世の祭の式をもひとしからしめむたづきとせばやと、こたび世に出すことゝしつるになむ。

明治三十三年十月

相模國大山阿夫利神社にて

内海景弓しるす

明治三十三年十月八日印刷
 明治三十三年十月廿日發行

相模國大山
 阿夫利神社藏版

。正價金五拾錢



著者	故權田直助
發行者	東京市芝區三田北寺町八番地 植松直信
印刷者	東京市神田區淡路町壹丁目壹番地 川越重敬
印刷所	東京市京橋區加賀町拾貳番地 興雲閣

發行所

皇學會

東京市麴町區上六番町四拾番地

18
151

賣 捌 所

東京市麻布區斧町百三拾九番地
宣 揚 社

東京市麴町區飯田町五丁目廿六番地
皇典講究所印刷部

東京市本郷區本郷五丁目廿五番地
會 通 社

東京市麴町區上六番町四十番地
日 成 堂

